

# 税 務 統 計

令和3年度版  
(2021年度)

吹田市税務部

# 目 次

## I. <市の概況>

---

(1) 吹田市の概要	1
(2) 基準財政需要額、基準財政収入額比較表	1
(3) 令和2年度一般会計款別歳入歳出決算額	2
(4) 令和2年度一般会計款別歳入歳出決算図表	3

## II. <税務機構>

---

(1) 税務部事務分掌	4
(2) 税務職員数	5
(3) 税務職員の手当	5
(4) 特別土地保有税審議会の構成	6
(5) 市税審議会の構成	6
(6) 固定資産評価員	6
(7) 固定資産評価審査委員会の構成	6

## III. <市税総括>

---

(1) 市税年度別収入状況及び伸長率	7
(2) 市税予算・調定・収入及び収入率の推移	13
(3) 市税年度別負担額	14
(4) 市税の徴収に要する経費	15
(5) 令和3年度市税一覧表	16
(6) 税率の変遷	18
(7) 所得控除額の変遷	32

#### IV. <市民税>

---

(1) 個人市民税納税義務者数の推移	37
(2) 特別徴収義務者数の推移	37
(3) 個人市民税調定額推移（現年課税分）	37
(4) 退職所得の分離課税に係る所得割額等の推移	38
(5) 分離譲渡所得に係る調定額等の推移	38
(6) 市民税申告に関する調	38
(7) 個人市民税と府民税の収入額の推移（現年課税分）	38
(8) 令和3年度所得割納税義務者課税標準額段階別調	39
(9) 令和3年度市民税等の納税義務者等に関する調	40
(10) 令和3年度分に係る所得控除等の人員等に関する調	41
(11) 法人市民税調定額等の推移（現年課税分）	42
(12) 令和2年度業種別法人社数	42
(13) 令和2年度資本金等別法人社数	43

#### V. <固定資産税・都市計画税>

---

(1) 納税義務者の推移	44
(2) 土地・家屋異動申告件数	44
(3) 土地に関する概要	45
(4) 農地に関する概要	47
(5) 家屋に関する概要	48
(6) 家屋の種類別1㎡当りの平均価格	48
(7) 償却資産に関する概要	49
(8) 償却資産の段階別納税義務者数等に関する調	50
(9) 償却資産の課税標準の特例を受けるもの	50
(10) 審査の申出状況	51
(11) 交付金の状況	51

## VI. <諸税>

---

(1) 軽自動車税（種別割）	
(ア) 令和3年度車種別調定内訳	52
(イ) 軽自動車等受付状況	53
(ウ) 車種別台数及び構成比の推移	54
(2) 市たばこ税	55
(3) 入湯税	55
(4) 事業所税	56
(5) 特別土地保有税	57

## VII. <納税>

---

(1) 不納欠損額	58
(2) 市税口座振替加入状況	59
(3) 財産差押状況	60

## VIII. <税外収入>

---

(1) 証明・閲覧等の状況	61
(2) 督促手数料及び延滞金に関する調	62
(3) 個人府民税徴収取扱事務費委託金	62
(4) 市町村交付金調整金	62

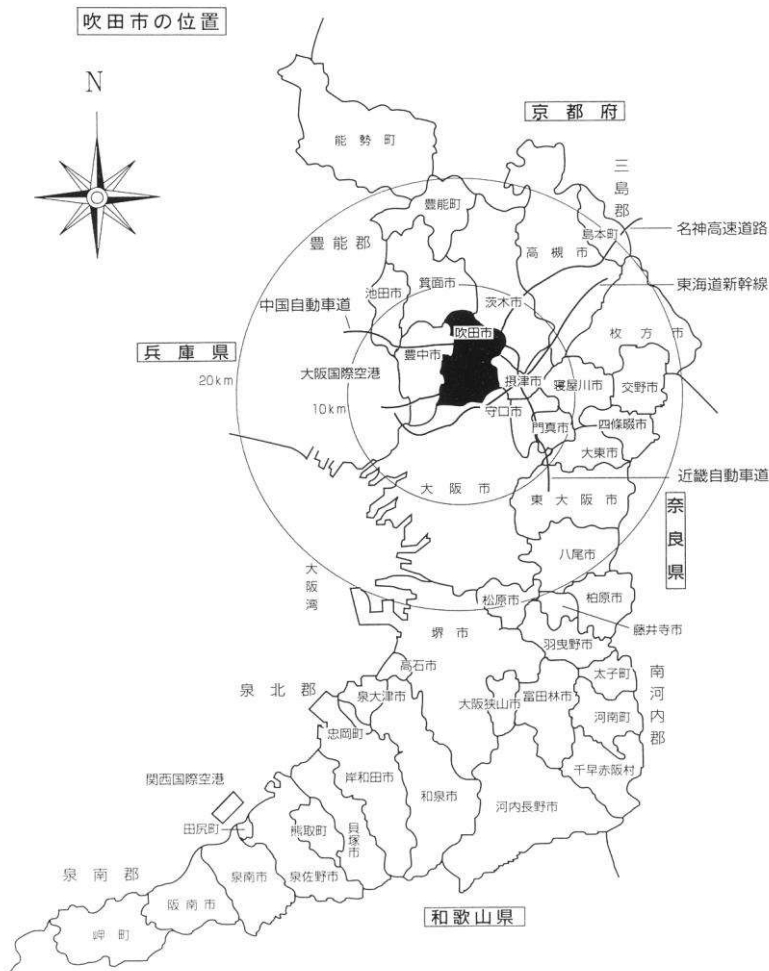
## IX. <統計参考資料>

---

(1) 令和2年度 大阪府内各市（吹田市含む近隣11市）の市税決算状況	63
-------------------------------------	----

# I. 市の概況

## (1) 吹田市の概要



市制施行
昭和15年(1940年)4月1日
市役所の住所
大阪府吹田市泉町1丁目3番40号
面積
36.09km <sup>2</sup>
広ぼう
東西 6.3km 南北 9.6km

人口
376,944 人
世帯数
177,152 世帯

※令和3年3月31日現在

## (2) 基準財政需要額、基準財政収入額比較表

区分 年度	基準財政需要額 (千円)	基準財政収入額 (千円)	財政力指数	
			単年度	3か年平均
28	52,643,328	51,911,552	0.98610	0.98154
29	53,289,462	52,753,290	0.98994	0.98657
30	53,449,513	52,864,294	0.98905	0.98836
令和元	54,025,452	53,485,093	0.99000	0.98966
2	56,827,570	55,936,325	0.98432	0.98779
3	56,445,102	55,019,494	0.97474	0.98302

## (3) 令和2年度一般会計款別歳入歳出決算額

(単位:千円)

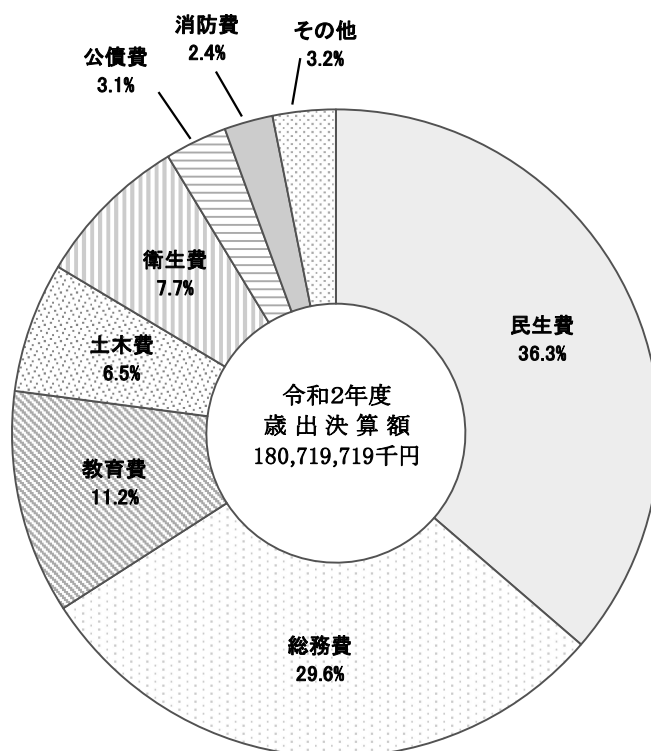
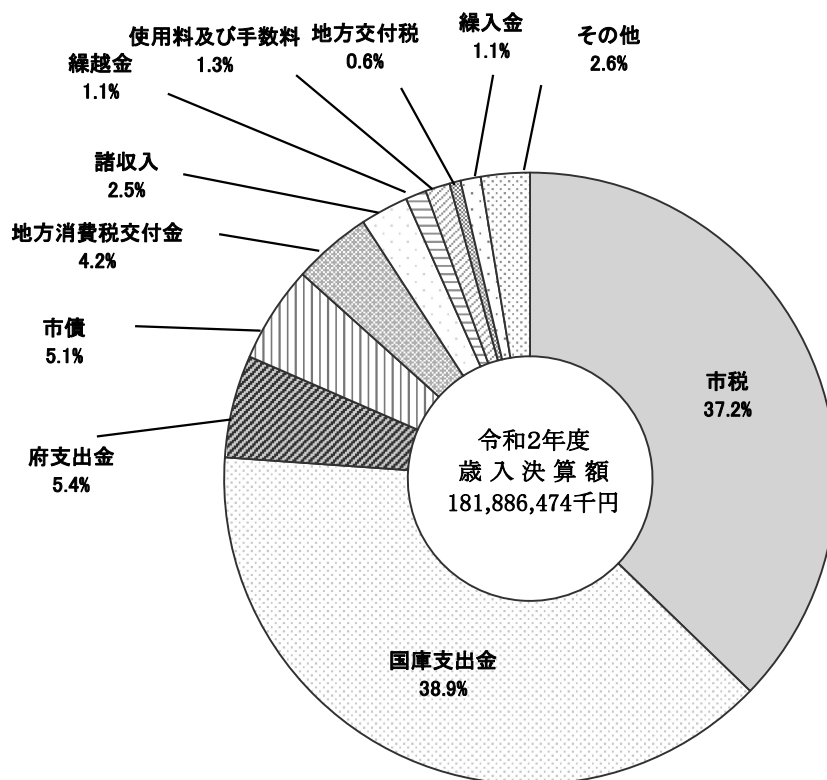
歳 入			歳 出		
款 別	収 入 済 額	構 成 比 (%)	款 別	支 出 済 額	構 成 比 (%)
1 市 税	67,703,862	37.2	1 議 会 費	692,923	0.4
2 地 方 譲 与 税	579,961	0.3	2 総 務 費	53,461,038	29.6
3 利 子 割 交 付 金	99,892	0.1	3 民 生 費	65,655,380	36.3
4 配 当 割 交 付 金	423,321	0.2	4 衛 生 費	13,977,219	7.7
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	479,550	0.3	5 労 働 費	175,831	0.1
6 法 人 事 業 税 金	382,831	0.2	6 農 業 費	66,213	0.1
7 地 方 消 費 税 金	7,597,262	4.2	7 商 工 費	2,760,576	1.5
8 環 境 性 能 割 交 付 金	99,489	0.0	8 土 木 費	11,748,738	6.5
9 地 方 特 例 交 付 金	348,954	0.2	9 消 防 費	4,365,531	2.4
10 地 方 交 付 税	1,071,578	0.6	10 教 育 費	20,207,599	11.2
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	41,674	0.0	11 災 害 復 旧 費	231,141	0.1
12 分 担 金 及 び 負 担 金	656,636	0.4	12 公 債 費	5,625,973	3.1
13 使 用 料 及 び 手 数 料	2,346,868	1.3	13 諸 支 出 金	1,751,557	1.0
14 国 庫 支 出 金	70,721,096	38.9			
15 府 支 出 金	9,865,113	5.4			
16 財 産 収 入	537,701	0.3			
17 寄 附 金	1,047,673	0.6			
18 繰 入 金	1,957,616	1.1			
19 諸 収 入	4,624,843	2.5			
20 市 債	9,315,200	5.1			
21 自 動 車 取 得 税 交 付 金	13	0.0			
22 繰 越 金	1,985,341	1.1			
歳 入 合 計	181,886,474	100.0	歳 出 合 計	180,719,719	100.0

(合計数値は四捨五入の関係上、各集計の合計と一致しない場合があります。)

(単位:千円)

歳 入 歳 出 差 引 額	1,166,755
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源	725,141
実 質 収 支 額	441,614
単 年 度 収 支	32,383

(4) 令和2年度一般会計款別歳入歳出決算図表



## Ⅱ. 税務機構

### (1) 税務部事務分掌

課	事 務 分 掌
税 制 課	(1) 税務の調査、研究及び企画に関する事項 (2) 吹田市市税条例及び吹田市市税条例施行規則の原案の作成に関する事項 (3) 市税及び個人の府民税(以下「市税等」という。)の調定の集計及び会計管理者への通知に関する事項 (4) 個人の府民税の払込み、報告及び徴収委託金に関する事項 (5) 税務統計の報告に関する事項 (6) 所得証明に関する事項 (7) 市税等の納税証明に関する事項 (8) 納税意識の啓発に関する事項 (9) 軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税及び事業所税(次号及び第11号において「軽自動車税等」という。)の賦課に関する事項 (10) 軽自動車税等の減免に関する事項 (11) 軽自動車税等に係る犯則の取締りに関する事項 (12) 市税審議会に関する事項 (13) 部内の総合調整及び庶務に関する事項
資 産 税 課	(1) 固定資産税及び都市計画税(次号及び第6号において「固定資産税等」という。)の賦課に関する事項 (2) 固定資産税等の減免に関する事項 (3) 固定資産課税台帳記載事項等に係る証明及び閲覧に関する事項 (4) 国有資産等所在市町村交付金に関する事項 (5) 固定資産の調査及び評価に関する事項 (6) 固定資産税等に係る犯則の取締りに関する事項 (7) 固定資産評価員の事務に関する事項
市 民 税 課	(1) 個人の市民税及び府民税並びに法人の市民税(以下市民税課の項において「市民税等」という。)の賦課に関する事項 (2) 市民税等の減免に関する事項 (3) 市民税等に係る犯則の取締りに関する事項
納 税 課	(1) 市税等の収入消込みに関する事項 (2) 市税等の督促状の発付に関する事項 (3) 市税等の過誤納金の還付及び充当に関する事項 (4) 市税等の滞納繰越に関する事項 (5) 納税貯蓄組合に関する事項 (6) 市税等の収入状況の報告に関する事項 (7) 市税等の口座振替に関する事項 (8) 市税等の納税猶予等に関する事項 (9) 市税等の滞納整理に関する事項 (10) 市税等の滞納処分及び滞納処分の停止に関する事項 (11) 市税等の不納欠損に関する事項 (12) 市税等の有価証券の取立委任に関する事項 (13) 市税等の領収証書等の管理に関する事項
債 権 管 理 課	(1) 債権の管理に係る企画及び調整に関する事項 (2) 滞納債権に係る助言及び指導に関する事項 (3) 強制徴収公債権の滞納整理に関する事項(他の課等から移管を受けたものに限る。)



(2) 税務職員数

(単位:人)

部	部長 理事	次長	課	課長	課長代理	担当	主査	主任	係員	小計	合計
税 務 部	2	1	税制課	1	1 主幹 1 (再任1)	税制グループ	2	2	2 (再任1)	6	17
						諸税グループ	2	1	2	5	
			小計	1	2		4	3	4	11	
			資産税課	1	1 主幹 1 参事 1	賦課・証明担当	2	4	5 (再任1)	11	32
						土地担当	1	3	2	6	
						家屋担当	2	4	5	11	
			小計	2	2		5	11	12	28	
			市民税課	1	1 主幹 1	個人課税・法人課税グループ	3	6	8 (再任2)	17	29
						システム管理グループ	2	3	4	9	
			小計	1	2		5	9	12	26	
			納税課	1	1 主幹 4 (再任2)	管理グループ	3	6	4 (再任2)	13	32
						特別整理グループ	1	0	4 (再任1)	5	
						納税グループ	2	3	4 (再任1)	9	
			小計	1	4		6	9	12	27	
			債権管理課	1	1	庶務・企画担当	1	0	0	1	6
						滞納整理担当	2	0	1	3	
小計	1	1		3	0	1	4				
合計	2	1		6	11			96		116	

(令和3年9月1日現在)

- (注) 1. 固定資産評価員は上記に含まず。  
2. 担当員欄の(再任)は再任用職員、職員数に含む。

(3) 税務職員の手当

区 分	種 類 及 び 基 準
市税等徴収業務特殊勤務手当	市税徴収手当
	1 件数割 (1) 現年課税分 徴収1件につき 5円 (2) 滞納繰越分 徴収1件につき 20円
	2 差押え 1件につき 300円
	3 金額割 (1) 現年度分 徴収金額の 1/1,000 (2) 滞納繰越分 徴収金額の 3/1,000 (3) 延滞金分 徴収金額の 20/1,000
	※ 徴収手当は月額30,000円を限度とする

(4) 特別土地保有税審議会の構成

平成15年6月17日付けで廃止

(5) 市税審議会の構成

委員氏名	所属
稲葉英基	近畿税理士会吹田支部
大江尚子	吹田市消費者団体協議会
高田貴士	吹田青年会議所
辻美枝	関西大学
徳原秀樹	連合大阪北大阪地域協吹摂地区協議会
三浦晴彦	大阪学院大学
山口淳	吹田商工会議所

(令和3年9月1日現在)

(6) 固定資産評価員

固定資産評価員	岩田 恵
---------	------

(平成30年4月1日就任)

(7) 固定資産評価審査委員会の構成

役職	氏名	就任日
委員長	土肥正	平成27年9月12日
委員長職務代理	八木正雄	平成30年6月28日
委員	田中義久	令和2年3月30日
事務局	事務局長 (農業委員会事務局長兼務) 書記 4名 (税制課職員兼務)	

(令和3年9月1日現在)

### Ⅲ.市税総括

#### (1) 市税年度別収入状況及び伸長率

(単位:円、%)

年度(予算額)		28 (65,137,806,000)				
税目	項目	調定額	収入額	収入率	前年度比	
市民税	個人均等割所得割計	598,127,800	592,735,167	99.1	102.2	
		26,520,981,843	26,270,550,088	99.1	102.7	
		27,119,109,643	26,863,285,255	99.1	102.7	
	法人均等割法人税割計	1,161,769,800	1,159,908,641	99.8	107.4	
		3,742,583,700	3,736,197,040	99.8	94.9	
		4,904,353,500	4,896,105,681	99.8	97.6	
		小計	32,023,463,143	31,759,390,936	99.2	101.8
	固定資産税	純固定資産税 土地家賃却資産計	9,393,647,100	9,333,461,305	99.4	99.8
			11,885,706,600	11,809,594,203	99.4	105.4
			2,823,527,300	2,822,361,470	100.0	114.9
24,102,881,000			23,965,416,978	99.4	104.2	
交付金		674,094,500	674,094,500	100.0	147.5	
小計	24,776,975,500	24,639,511,478	99.4	105.0		
軽自動車税	249,932,100	240,489,580	96.2	129.5		
市たばこ税	1,853,690,590	1,853,690,590	100.0	97.9		
特別土地保有税	0	0	0.0	-		
現年課税分合計	58,904,061,333	58,493,082,584	99.3	103.1		
滞納繰越分	市民税	1,076,889,416	280,008,158	26.0	99.3	
	固定資産税	601,483,311	189,534,842	31.5	93.9	
	軽自動車税	18,413,070	3,831,577	20.8	74.7	
	市たばこ税	0	0	0.0	-	
	特別土地保有税	0	0	0.0	-	
合計	1,696,785,797	473,374,577	27.9	96.8		
普通税合計	60,600,847,130	58,966,457,161	97.3	103.1		
事業所税	998,297,600	998,297,600	100.0	100.8		
入湯税	23,779,200	23,779,200	100.0	98.4		
都市計画税	5,511,541,700	5,476,223,606	99.4	102.8		
滞納	事業所税	0	0	0.0	-	
	都市計画税	155,044,075	48,330,252	31.2	92.5	
市税合計	67,289,509,705	65,513,087,819	97.4	103.0		

(単位:円、%)

税目		年度(予算額)		29 (65,846,067,000)			
		項目		調 定 額	収 入 額	収入率	前年度比
市 民 税	個人	均 等 割	609,469,200	604,056,832	99.1	101.9	
		所 得 割	26,942,422,123	26,721,056,575	99.2	101.7	
		計	27,551,891,323	27,325,113,407	99.2	101.7	
	法人	均 等 割	1,194,192,100	1,192,215,344	99.8	102.8	
		法 人 税 割	3,589,012,000	3,583,070,779	99.8	95.9	
		計	4,783,204,100	4,775,286,123	99.8	97.5	
小	計	32,335,095,423	32,100,399,530	99.3	101.1		
固 定 資 産 税	純 固 定 資 産 税	土 地	9,388,116,800	9,339,913,154	99.5	100.1	
		家 屋	12,160,931,100	12,098,719,928	99.5	102.4	
		償 却 資 産	2,943,387,100	2,942,664,200	100.0	104.3	
		計	24,492,435,000	24,381,297,282	99.5	101.7	
	交	付 金	669,481,000	669,481,000	100.0	99.3	
	小	計	25,161,916,000	25,050,778,282	99.6	101.7	
軽 自 動 車 税			255,654,600	246,213,980	96.3	102.4	
市 た ば こ 税			1,726,168,537	1,726,168,537	100.0	93.1	
特 別 土 地 保 有 税			0	0	0.0	-	
現 年 課 税 分 合 計			59,478,834,560	59,123,560,329	99.4	101.1	
滞 納 繰 越 分	市 民 税		948,284,771	309,138,157	32.6	110.4	
	固 定 資 産 税		518,702,797	184,883,851	35.6	97.5	
	軽 自 動 車 税		21,394,613	5,333,656	24.9	139.2	
	市 た ば こ 税		0	0	0.0	-	
	特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.0	-	
	合 計		1,488,382,181	499,355,664	33.6	105.5	
普 通 税 合 計			60,967,216,741	59,622,915,993	97.8	101.1	
事 業 所 税			1,031,951,800	1,031,951,800	100.0	103.4	
入 湯 税			23,485,125	23,485,125	100.0	98.8	
都 市 計 画 税			5,562,219,100	5,533,482,394	99.5	101.0	
滞 納	事 業 所 税		0	0	0.0	-	
	都 市 計 画 税		134,132,865	47,696,520	35.6	98.7	
市 税 合 計			67,719,005,631	66,259,531,832	97.8	101.1	

(単位:円、%)

年度(予算額)		30 (67,118,570,000)			
税目	項目	調 定 額	収 入 額	収入率	前年度比
市 民 税	個 均 等 割	617,153,000	612,807,682	99.3	101.4
	人 所 得 割	27,436,474,350	27,250,534,976	99.3	102.0
	計	28,053,627,350	27,863,342,658	99.3	102.0
	法 均 等 割	1,206,903,400	1,204,956,216	99.8	101.1
人	法 人 税 割	3,816,182,300	3,810,025,377	99.8	106.3
	計	5,023,085,700	5,014,981,593	99.8	105.0
小	計	33,076,713,050	32,878,324,251	99.4	102.4
固 定 資 産 税	純 土 地	9,548,047,400	9,504,445,229	99.5	101.8
	固定 家 屋	12,334,830,200	12,278,389,054	99.5	101.5
	資産 償 却 資 産	2,884,506,300	2,883,709,700	100.0	98.0
	税 計	24,767,383,900	24,666,543,983	99.6	101.2
	交 付 金	653,547,400	653,547,400	100.0	97.6
小	計	25,420,931,300	25,320,091,383	99.6	101.1
軽 自 動 車 税		261,811,000	253,627,980	96.9	103.0
市 た ば こ 税		1,693,287,963	1,693,282,601	100.0	98.1
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.0	-
現 年 課 税 分 合 計		60,452,743,313	60,145,326,215	99.5	101.7
滞 納 繰 越 分	市 民 税	800,231,411	229,745,442	28.7	74.3
	固 定 資 産 税	394,120,124	153,118,892	38.9	82.8
	軽 自 動 車 税	23,373,777	5,448,968	23.3	102.2
	市 た ば こ 税	0	0	0.0	-
	特 別 土 地 保 有 税	0	0	0.0	-
合 計	1,217,725,312	388,313,302	31.9	77.8	
普 通 税 合 計		61,670,468,625	60,533,639,517	98.2	101.5
事 業 所 税		1,046,328,800	1,046,328,800	100.0	101.4
入 湯 税		23,931,525	23,931,525	100.0	101.9
都 市 計 画 税		5,628,267,700	5,602,483,806	99.5	101.2
滞 納	事 業 所 税	0	0	0.0	-
	都 市 計 画 税	102,046,763	39,691,721	38.9	83.2
市 税 合 計		68,471,043,413	67,246,075,369	98.2	101.5

(単位:円、%)

税目		年度(予算額)		令和元年度 (68,084,527,000)			
		項目		調 定 額	収 入 額	収入率	前年度比
市 民 税	個人	均 等 割	629,446,300	624,550,380	99.2	101.9	
		所 得 割	27,714,072,026	27,505,477,562	99.2	100.9	
		計	28,343,518,326	28,130,027,942	99.2	101.0	
	法人	均 等 割	1,204,392,200	1,200,810,431	99.7	99.7	
		法 人 税 割	4,027,664,500	4,015,686,539	99.7	105.4	
小計	計	5,232,056,700	5,216,496,970	99.7	104.0		
固 定 資 産 税	純 固 定 資 産 税	地 屋	9,584,525,400	9,538,058,612	99.5	100.4	
		土 家	12,725,394,900	12,662,048,250	99.5	103.1	
		償 却 資 産	3,058,720,500	3,057,744,600	100.0	106.0	
		計	25,368,640,800	25,257,851,462	99.6	102.4	
	交 付 金	646,747,300	646,747,300	100.0	99.0		
	小計	計	26,015,388,100	25,904,598,762	99.6	102.3	
軽 自 動 車 税			272,346,400	265,278,070	97.4	104.6	
市 た ば こ 税			1,697,908,805	1,697,908,805	100.0	100.3	
特 別 土 地 保 有 税			0	0	0.0	-	
現 年 課 税 分 合 計			61,561,218,331	61,214,310,549	99.4	101.8	
滞 納 繰 越 分	市 民 税		672,558,881	219,831,006	32.7	95.7	
	固 定 資 産 税		318,532,526	116,783,628	36.7	76.3	
	軽 自 動 車 税		24,208,129	7,229,451	29.9	132.7	
	市 た ば こ 税		5,362	5,362	100.0	-	
	特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.0	-	
合 計			1,015,304,898	343,849,447	33.9	88.5	
普 通 税 合 計			62,576,523,229	61,558,159,996	98.4	101.7	
事 業 所 税			1,071,247,800	1,068,061,800	99.7	102.1	
入 湯 税			23,241,300	23,241,300	100.0	97.1	
都 市 計 画 税			5,707,277,400	5,679,049,515	99.5	101.4	
滞 納	事 業 所 税		0	0	0.0	-	
	都 市 計 画 税		82,168,593	30,180,036	36.7	76.0	
市 税 合 計			69,460,458,322	68,358,692,647	98.4	101.7	

(単位:円、%)

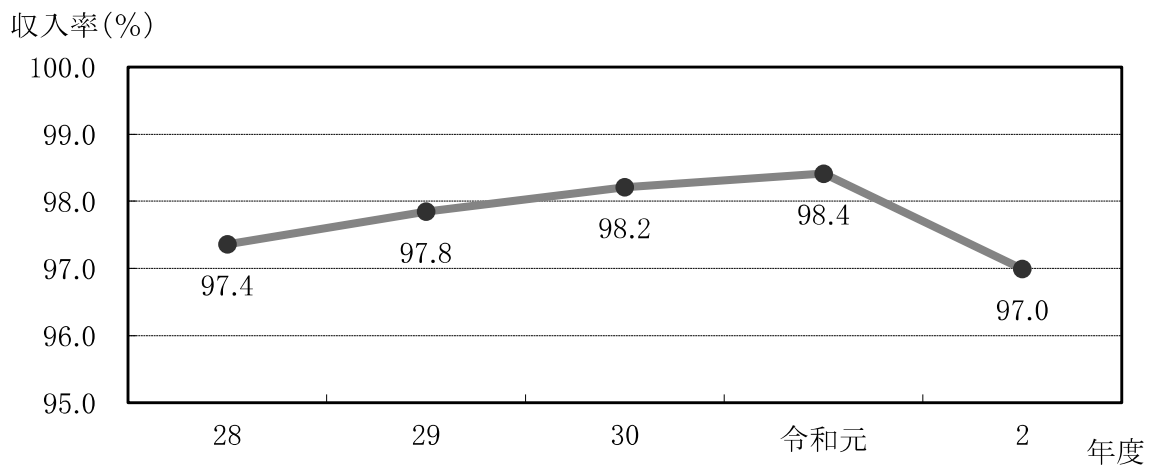
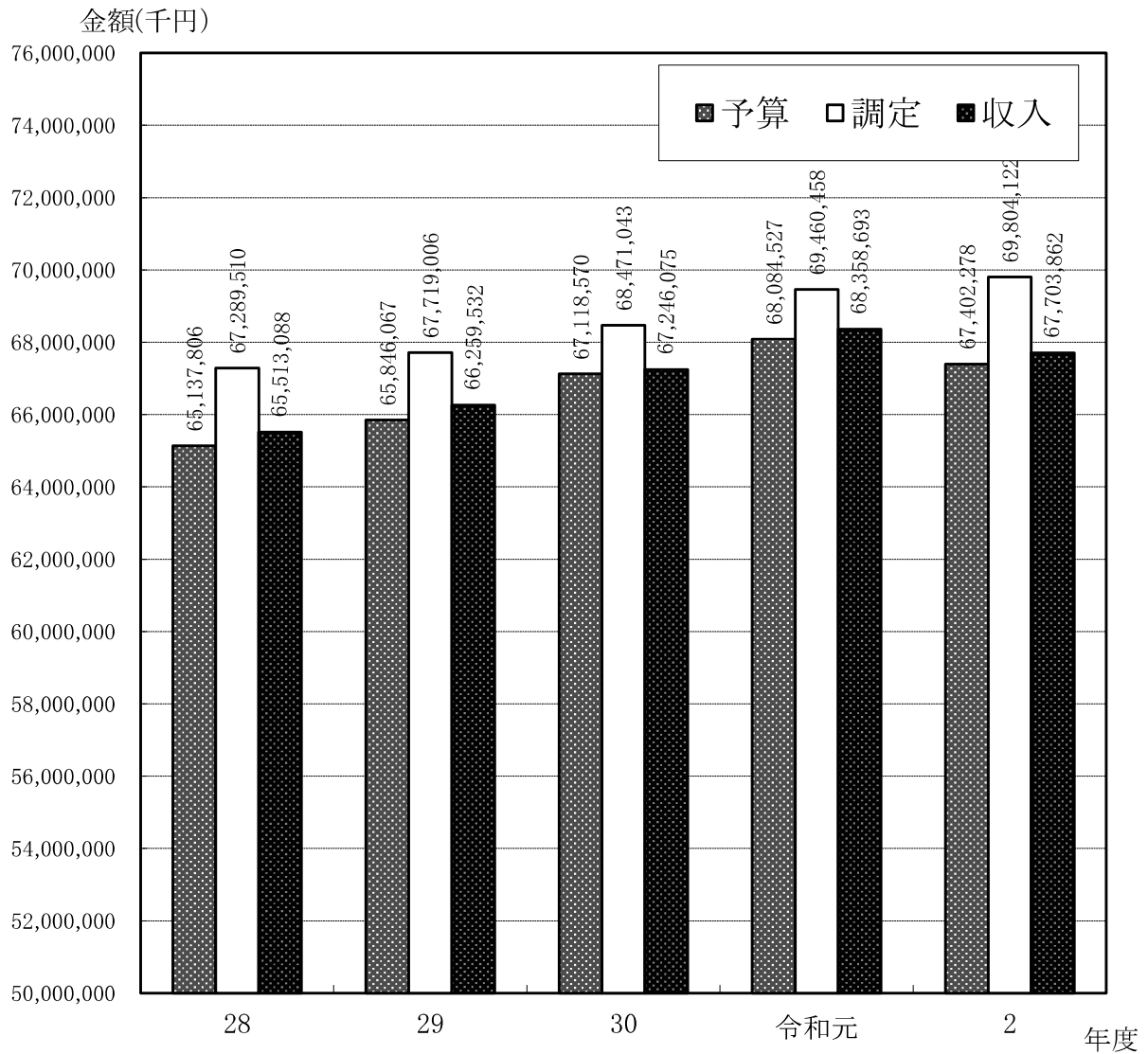
税目		年度(予算額)		令和2年度 (67,402,278,000)			
		項目		調 定 額	収 入 額	収入率	前年度比
市 民 税	個人	均 等 割	641,279,800	636,826,597	99.3	102.0	
		所 得 割	28,440,996,175	28,248,637,446	99.3	102.7	
		計	29,082,275,975	28,885,464,043	99.3	102.7	
	法人	均 等 割	1,204,864,800	1,186,325,633	98.5	98.8	
法 人 税 割		3,267,080,400	3,216,810,072	98.5	80.1		
	人	計	4,471,945,200	4,403,135,705	98.5	84.4	
	小	計	33,554,221,175	33,288,599,748	99.2	99.8	
固 定 資 産 税	純 固 定 資 産 税	土 地	9,658,951,900	9,363,823,485	96.9	98.2	
		家 屋	13,066,738,100	12,667,332,746	96.9	100.0	
		償 却 資 産	3,036,043,400	2,717,404,200	89.5	88.9	
		計	25,761,733,400	24,748,560,431	96.1	98.0	
		交 付 金	642,775,900	642,775,900	100.0	99.4	
	小	計	26,404,509,300	25,391,336,331	96.2	98.0	
軽 自 動 車 税			286,626,400	280,574,910	97.9	105.8	
市 た ば こ 税			1,641,485,063	1,641,452,277	100.0	96.7	
特 別 土 地 保 有 税			0	0	0.0	-	
現 年 課 税 分 合 計			61,886,841,938	60,601,963,266	97.9	99.0	
滞 納 繰 越 分	市 民 税		628,234,568	220,058,262	35.0	100.1	
	固 定 資 産 税		281,569,183	122,358,705	43.5	104.8	
	軽 自 動 車 税		21,945,108	7,521,891	34.3	104.0	
	市 た ば こ 税		0	0	0.0	0.0	
	特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.0	-	
	合 計		931,748,859	349,938,858	37.6	101.8	
普 通 税 合 計			62,818,590,797	60,951,902,124	97.0	99.0	
事 業 所 税			1,092,825,900	1,077,525,300	98.6	100.9	
入 湯 税			16,060,800	16,060,800	100.0	69.1	
都 市 計 画 税			5,801,116,300	5,623,631,138	96.9	99.0	
滞 納	事 業 所 税		3,186,000	3,186,000	100.0	-	
	都 市 計 画 税		72,342,576	31,556,328	43.6	104.6	
市 税 合 計			69,804,122,373	67,703,861,690	97.0	99.0	

(単位:千円、%)

税目		年度		令和3年度当初予算額	
		項目		予算額	当初予算前年度比
市 民 税	個人	均等割		625,100	103.6
		所得割		25,667,060	95.6
		計		26,292,160	95.7
	法人	均等割		1,186,000	98.8
		法人税割		1,740,000	53.1
小計			2,926,000	65.4	
		小計		29,218,160	91.5
固定資産税	純固定資産税	土地		9,422,872	99.7
		家屋		12,899,292	100.1
		償却資産		2,873,836	95.2
		計		25,196,000	99.4
	交付金		633,000	101.8	
		小計		25,829,000	99.4
軽自動車税	環境性能割		12,000	100.0	
	種別割		264,000	103.1	
	小計		276,000	103.0	
市たばこ税			1,585,000	99.2	
特別土地保有税			0	0.0	
現年課税分合計			56,908,160	95.2	
滞納繰越分	市民税		252,000	152.7	
	固定資産税		915,000	831.8	
	軽自動車税		4,000	66.7	
	特別土地保有税		0	0.0	
合計			1,171,000	416.7	
普通税合計			58,079,160	96.7	
事業所税			1,058,000	98.6	
入湯税			21,900	99.7	
都市計画税			5,688,000	99.8	
滞納	事業所税		18,000	1,800,000.0	
	都市計画税		173,000	617.9	
市税合計			65,038,060	97.2	



## (2) 市税予算・調定・収入及び収入率の推移



### (3) 市税年度別負担額

#### (その1) 1世帯当りの市税年度別負担額

(単位:円)

区別	年度				
	28	29	30	令和元	2
市民税	189,780	190,371	192,658	192,664	189,152
固定資産税	147,071	148,232	148,230	149,358	144,021
軽自動車税	1,447	1,478	1,508	1,564	1,626
市たばこ税	10,980	10,139	9,853	9,746	9,266
特別土地保有税	0	0	0	0	0
事業所税	5,913	6,062	6,089	6,130	6,100
都市計画税	32,724	32,783	32,832	32,770	31,923
合計	388,056	389,203	391,309	392,365	382,179
世帯数	世帯 168,824	世帯 170,244	世帯 171,849	世帯 174,222	世帯 177,152

(注)1.数値は収入済額を、年度末現在の世帯数で除したものです。

2.固定資産税は、交付金を含みます。

3.合計には入湯税を含みます。

#### (その2) 1人当たりの市税年度別負担額

(単位:円)

区別	年度				
	28	29	30	令和元	2
市民税	86,705	87,576	89,233	89,755	88,896
固定資産税	67,192	68,191	68,655	69,580	67,686
軽自動車税	661	680	698	729	764
市たばこ税	5,016	4,664	4,564	4,540	4,355
特別土地保有税	0	0	0	0	0
事業所税	2,702	2,789	2,820	2,856	2,867
都市計画税	14,951	15,081	15,207	15,266	15,003
合計	177,291	179,045	181,242	182,788	179,613
人口	人 369,522	人 370,072	人 371,030	人 373,978	人 376,944

(注)1.数値は収入済額を、年度末現在の人口で除したものです。

2.固定資産税は、交付金を含みます。

3.合計には入湯税を含みます。

## (4) 市税の徴収に要する経費(課税状況調より)

(単位:千円)

区 分		年 度					
		28	29	30	令和元	2	
税収入額	A 市 税	65,539,704	66,281,490	67,264,653	68,379,527	67,724,631	
	B 個人 の 府 民 税	18,022,226	18,329,314	18,628,975	18,795,306	19,296,891	
	C 税 収 入 額 計	83,561,930	84,610,804	85,893,628	87,174,833	87,021,522	
徴 税 費	人 件 費	D 基 本 給	454,415	440,688	423,161	424,718	420,324
		E 諸 手 当 (注1)	257,466	239,746	238,129	234,727	234,268
		㊦ 超 過 勤 務 手 当	50,064	35,681	37,253	39,230	41,497
		㊧ 税 務 特 別 手 当	3,101	3,710	3,923	2,478	1,776
		㊨ その他 の 手 当	204,301	200,355	196,953	193,019	190,995
		F+G+H そ の 他 (注2)	141,964	150,092	146,379	144,904	149,243
		I 小 計	853,845	830,526	807,669	804,349	803,835
	需 用 費	J 旅 費	1,407	989	903	1,065	822
		K 賃 金	36,341	36,110	41,591	42,118	26,942
		L そ の 他	582,179	189,212	151,567	303,033	201,824
		M 小 計	619,927	226,311	194,061	346,216	229,588
	報 奨 金 等	N 納 期 前 納 付 の 報 奨 金	0	0	0	0	0
		O 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	0	0	0	0	0
		P 納 税 奨 励 金	0	0	0	0	0
		Q そ の 他	3	3	3	3	3
		R 小 計	3	3	3	3	3
	人件費、需用費、報奨費等の合計 ( I + M + R )		1,473,775	1,056,840	1,001,733	1,150,568	1,033,426
	S そ の 他		47,224	46,091	43,281	45,737	49,181
	T 徴 税 費 計		1,520,999	1,102,931	1,045,014	1,196,305	1,082,607
	府 民 税 徴 収 取 扱 費	U 納 税 義 務 者 数 等 を 基 準 に し た 金 額	515,379	526,522	528,934	540,493	551,817
		V 報 奨 金 の 額 に 相 当 す る 金 額	0	0	0	0	0
		W 府 民 税 徴 収 取 扱 費 計	515,379	526,522	528,934	540,493	551,817
	市税に係る 徴税費	X T - W	1,005,620	576,409	516,080	655,812	530,790
税収入額に 対する徴税 費の割合 (%)	府民税を含めた場合 $\frac{T}{C}$	1.8	1.3	1.2	1.4	1.2	
	市税のみの場合 $\frac{X}{A}$	1.5	0.9	0.8	1.0	0.8	

(注) 1. 諸手当の㊧は税務特殊勤務手当、㊨は管理職手当+その他の手当の合計です。

2. 人件費のうち、その他については、課税状況調の「共済組合負担金等(F)」、「報酬(G)」及び「その他(H)」の合計です。

(5) 令和3年度市税一覧表

税目	納税義務者等	税率等	申告期限	納期
市民税(個人)	賦課期日 1月1日 ・市内に住所を有する個人(均等割・所得割) ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者(均等割)	・個人均等割 3,500円 ・個人所得割 一律 6% 退職所得分離課税 6%	個人申告書 4月15日 ※告示により 1か月延長 給与支払報告書 1月31日	普通徴収 第1期 6月16日～6月30日 第2期 8月16日～8月31日 第3期 10月18日～11月1日 第4期 12月16日～12月28日 給与特別徴収 毎月(6月～翌年5月)分 徴収の翌月10日 特例 6月～11月分 12月10日 12月～5月分 6月10日 年金特別徴収 2・4・6・8・10・12月分 徴収の翌月10日
市民税(法人)	・市内に事務所又は事業所、を有する法人(均等割・法人税割) ・市内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設を有する法人で事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(均等割) ・法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの(法人税割)	・法人均等割 資本金等の金額 従業員 年税率 50億円超 50人超 300万円 10億円超 50人以下 41万円 50億円以下 50人以下 41万円 1億円超 50人超 40万円 10億円以下 50人以下 16万円 1千万円超 50人超 15万円 1億円以下 50人以下 13万円 1千万円以下 50人超 12万円 50人以下 5万円 上記以外の法人 5万円 ・法人税割 資本金又は出資金の金額 税率 1億5千万円超 8.4% 1億5千万円以下 6.0% ※令和元年10月1日以後開始の事業年度より適用	法人税申告期限	申告期限と同じ
固定資産税	賦課期日 1月1日 固定資産の所有者 ・土地 ・家屋 ・償却資産	課税標準額の 1.4% 免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満	・償却資産 2月1日	第1期5月16日～5月31日 第2期7月16日～8月2日 第3期9月16日～9月30日 第4期12月16日～12月28日
交付金	算定基準日 前年3月31日 貸付固定資産等を所有する国、地方公共団体	算定標準額の 1.4%		毎年6月30日
軽自動車税(環境性能割)	3輪以上の軽自動車の取得者 ※売主が所有権を留保している場合は、買主(使用者)を取得者とみなします。 ・3輪以上の軽自動車 △令和元年10月1日以降の軽自動車の取得者に対し、新車・中古車を問わず課税されます。 △環境性能割の賦課徴収は、当分の間、大阪府が行います。	軽自動車の取得価額(課税標準額) × 税率 = 税額 免税点: 取得価格が50万円以下 車種 税率等 電気軽自動車 非課税 天然ガス軽自動車 非課税 ガソリン軽自動車 乗用 R12年度燃費基準75%達成 自家用 非課税 営業用 非課税 R12年度燃費基準60%達成 自家用 1% 営業用 0.5% 上記以外 2% ハイブリッド軽自動車 貨物 H27年度燃費基準+25%達成 自家用 非課税 営業用 非課税 H27年度燃費基準+20%達成 自家用 1% 営業用 0.5% H27年度燃費基準+15%達成 自家用 2% 営業用 1% 上記以外 2% ※天然ガス軽自動車は、H30年排出ガス基準適合車又はH21年排出ガス基準に適合し、かつ窒素酸化物の排出量がH21年排出ガス基準値から10%以上低減達成車に限り、かつガソリン軽自動車、ハイブリッド軽自動車は、H30年排出ガス基準50%低減達成車又はH17年排出ガス基準75%低減達成車に限り、かつR12年燃費基準75%以上達成又は60%以上達成車は、R2年燃費基準を達成しているものに限り、かつ令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した乗用自家用車については、上記の税率から1%軽減されます。	・新たに車両番号の指定を受ける軽自動車を取得した場合 車両番号の指定を受ける時 ・上記以外の軽自動車、自動車検査証の記入を受けるべき軽自動車を取得した場合 事由発生日から15日以内	申告期限と同じ

税目	概要	納税義務者等	税率等	申告期限	納期					
軽自動車税 (種別割)	賦課期日 4月1日 軽自動車等の所有者 ※売主が所有権を留保している場合は、買主(使用者)を取得者とみなしません。 ・原動機付自転車 ・軽自動車 ・小型特殊自動車 ・2輪の小型自動車		車種・排気量	年額	納税義務の発生 後15日以内  納税義務が消滅 した日から30日 以内  5月1日～6月1日					
			原動機付 自転車	50cc以下			2,000円			
				50cc超 90cc以下			2,000円			
				90cc超 125cc以下			2,400円			
			軽自動車	2 輪			ミニカー	3,700円		
							3 輪	旧税率	3,100円	
								新税率	3,900円	
								重課税率	4,600円	
								75%軽課	1,000円	
								50%軽課	2,000円	
								25%軽課	3,000円	
							乗 用 車	自家用	旧税率	7,200円
									新税率	10,800円
									重課税率	12,900円
									75%軽課	2,700円
									50%軽課	5,400円
									25%軽課	8,100円
								営業用	旧税率	5,500円
									新税率	6,900円
			重課税率	8,200円						
			75%軽課	1,800円						
			50%軽課	3,500円						
			25%軽課	5,200円						
			貨 物 車	自家用			旧税率	4,000円		
							新税率	5,000円		
							重課税率	6,000円		
							75%軽課	1,300円		
50%軽課	2,500円									
営業用	旧税率	3,000円								
	新税率	3,800円								
	重課税率	4,500円								
	75%軽課	1,000円								
	50%軽課	1,900円								
小型特殊自動車	農耕作業用		2,400円							
	その他		5,900円							
2輪の小型自動車			6,000円							
市たばこ税	卸売販売業者等	千本につき6,122円、ただし令和3年10月1日以降の売渡し分は千本につき6,552円	前月の売渡しにつき 毎月末日までに申告納付							
特別土地 保有税	賦課期日 1月1日 一定規模の土地の所有者	(土地の取得価格)×1.4% -固定資産税相当額	5月31日	申告期限と同じ						
	平成15年度 より課税停止 賦課期日 1月1日・7月1日 一定規模の土地の取得者	免税点(基準面積) 5,000㎡未満 (土地の取得価格)×3% -不動産取得税相当額	2月末日 又は8月31日							
入湯税	鉱泉浴場における入湯客	1人1日について 宿泊する者 150円 宿泊しない者 75円	前月分を毎月15日までに申告納付							
事業所税	事業所等において事業を行う 法人又は個人	・資産割 床面積1㎡につき600円、 免税点1,000㎡以下 ・従業者割 給与総額の0.25%、 免税点100人以下	(法人) 事業年度終了の 日から2か月以内 (個人) 翌年3月15日	申告期限と同じ						
都市計画税	賦課期日 1月1日 土地・家屋の所有者	課税標準額の 0.3% 免税点は固定資産税と同じ		固定資産税と同じ						

(6) 税率の変遷(その1)

年度		昭和41	42	43	44	45	46	47	48			
市 民 税	個人均等割	市民税 400円		府民税 100円								
	個人所得割	市民税							市民税			
		15万円以下	2%	15万円超	3%	40万円超	4%	30万円以下	2%			
		70万円超	5%	100万円超	6%	150万円超	7%	80万円超	5%			
		250万円超	8%	400万円超	9%	600万円超	10%	250万円超	8%			
		1,000万円超	11%	2,000万円超	12%	3,000万円超	13%	1,000万円超	11%			
	5,000万円超	14%							5,000万円超	14%		
	府民税							府民税				
	150万円以下	2%	150万円超	4%							150万円以下	2%
	退職所得分離課税は法定税率による											
法人均等割	1,800円	資本金1,000万円を超える法人及び相互会社 4,000円 その他の法人 2,400円										
法人税割	100分の8.9				100分の9.1							
固定資産税	100分の1.4 (S26年度より)											
軽自動車税	原動機付自転車											
	50cc以下	500円	90cc以下	800円	125cc以下	1,000円						
	軽自動車											
	2輪	1,500円	3輪	2,000円	4輪乗用	4,500円	4輪貨物	2,500円				
	小型特殊自動車											
	農耕作業用	1,000円	その他	3,000円								
2輪の小型自動車	2,500円											
市たばこ消費税	100分の15	100分の18.1										
全国平均単価	2,932円	3,036円	3,164円	3,641円	3,833円	3,955円	4,094円	4,206円				
電気税	100分の7							S48年10月より100分の6				
ガス税	100分の7							S48年10月より100分の6				
特別土地保有税								土地の保有 土地の取得				
事業所税												
都市計画税	100分の0.2											

49	50	51	52																																								
		市民税 1,200円	府民税 300円																																								
30万円超 3%	50万円超 4%																																										
110万円超 6%	150万円超 7%																																										
400万円超 9%	600万円超 10%																																										
2,000万円超 12%	3,000万円超 13%																																										
150万円超 4%																																											
法定税率による																																											
	資本金1億円超、 従業者数100人超	24,000円	資本金1億円超、 従業者数100人超																																								
	資本金1,000万円超1億円 以下又は資本金1億円超、 従業者数100人以下	12,000円	資本金1,000万円超1億円 以下又は資本金1億円超、 従業者数100人以下																																								
	上記以外の法人	7,200円	上記以外の法人																																								
S49年11月より100分の14.5 ただし資本金1億5千万円以下100分の12.1																																											
<table border="1"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50cc以下</td> <td>650円</td> <td>90cc以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下</td> <td>1,300円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2輪</td> <td>2,000円</td> <td>3輪</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>4輪乗用</td> <td>(自家用 5,900円 営業用 5,200円 51年規制適合車 4,500円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4輪貨物</td> <td>(自家用 3,300円 営業用 2,900円 51年規制適合車 2,500円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農耕作業用</td> <td>1,300円</td> <td>その他</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>3,300円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				原動機付自転車				50cc以下	650円	90cc以下	1,000円	125cc以下	1,300円			軽自動車				2輪	2,000円	3輪	2,600円	4輪乗用	(自家用 5,900円 営業用 5,200円 51年規制適合車 4,500円)			4輪貨物	(自家用 3,300円 営業用 2,900円 51年規制適合車 2,500円)			小型特殊自動車				農耕作業用	1,300円	その他	3,900円	2輪の小型自動車	3,300円		
原動機付自転車																																											
50cc以下	650円	90cc以下	1,000円																																								
125cc以下	1,300円																																										
軽自動車																																											
2輪	2,000円	3輪	2,600円																																								
4輪乗用	(自家用 5,900円 営業用 5,200円 51年規制適合車 4,500円)																																										
4輪貨物	(自家用 3,300円 営業用 2,900円 51年規制適合車 2,500円)																																										
小型特殊自動車																																											
農耕作業用	1,300円	その他	3,900円																																								
2輪の小型自動車	3,300円																																										
4,331円	4,437円	4,674円	6,701円																																								
S50年1月より100分の5																																											
S49年10月より100分の5 S50年1月より100分の4	S50年6月より100分の3	S52年1月より100分の2																																									
100分の1.4 100分の3																																											
		事業に係る事業所税																																									
		資産割	床面積1㎡につき300円																																								
		従業者割	給与総額の100分の0.25																																								
		新增設に係る事業所税	1㎡につき5,000円																																								

(その2)

年度		53	54	55		
市	個人均等割	S51年度より同じ				
	個人所得割	S48年度より同じ			市民税	
					30万円以下	2%
					30万円超	3%
45万円超	4%					
70万円超	5%					
100万円超	6%					
民	法人均等割	資本金50億円超、従業者数100人超	800,000円			
		資本金10億円超50億円以下、従業者数100人超	400,000円			
		資本金10億円超、従業者数100人以下	80,000円			
		資本金1億円超10億円以下、従業者数100人超	80,000円			
		資本金1億円超10億円以下、従業者数100人以下	24,000円			
		資本金1,000万円超1億円以下	24,000円			
		上記以外の法人	8,000円			
法人税割	S49年度より同じ					
固定資産税	S26年度より同じ					
軽自動車税	前年と同じ ただし4輪の51年規制適合は 廃止され、税額は同家用 になる。	原動機付自転車	50cc以下 700円	90cc以下 1,100円		
			125cc以下 1,450円			
		軽自動車	2輪 2,200円	3輪 2,850円		
			4輪乗用 (自家用 6,500円 営業用 5,200円)			
			4輪貨物 (自家用 3,650円 営業用 2,900円)			
小型特殊自動車	農耕作業用 1,450円 その他 4,300円					
2輪の小型自動車	3,650円					
市たばこ消費税	S42年度より同じ					
全国平均単価	6,796円	6,890円	6,989円			
電気税	S49年度より同じ					
ガス税	S51年度より同じ					
特別土地保有税	S48年度より同じ					
事業所税	S51年度より同じ		事業に係る事業所税 資産割 従業者割			
都市計画税	100分の0.25					



56	57	58
----	----	----

市民税 1,500円	府民税 500円	
------------	----------	--

		府民税	
130万円超 7%	950万円超 11%	150万円以下 2%	
230万円超 8%	1,900万円超 12%	150万円超 4%	
370万円超 9%	2,900万円超 13%		
570万円超 10%	4,900万円超 14%		

退職所得分離課税は法定税率による

資本等の金額が50億円超、従業者数100人超	800,000円	資本等の金額が50億円超、従業者数50人超	1,200,000円
資本等の金額が10億円超50億円以下、従業者数100人超	400,000円	資本等の金額が10億円超50億円以下、従業者50人超	700,000円
資本等の金額が10億円超、従業者数100人以下	80,000円	資本等の金額が10億円超、従業者数50人以下	160,000円
資本等の金額が1億円超10億円以下、従業者数100人超	80,000円	資本等の金額が1億円超10億円以下、従業者数50人超	160,000円
資本等の金額が1億円超10億円以下、従業者数100人以下	24,000円	資本等の金額が1億円超10億円以下、従業者数50人以下	60,000円
資本等の金額が1,000万円超1億円以下	24,000円	資本等の金額が1,000万円超1億円以下、従業者数50人超	60,000円
上記以外の法人	8,000円	資本等の金額が1,000万円超1億円以下、従業者数50人以下	48,000円
		資本等の金額が1,000万円以下、従業者数50人超	48,000円
		上記以外の法人	16,000円
100分の14.7 ただし資本金1億5千万円以下 100分の12.3			

8,151円	8,590円	8,670円
--------	--------	--------

<p>床面積1㎡につき500円(昭和55年6月申告分より)</p> <p>給与総額の100分の0.25</p>		<p>1㎡につき6,000円(昭和55年6月申告分より)</p>
100分の0.3		

(その3)

年度		59	60	
区分				
市 民 税	個人均等割	S55年度より同じ	市民税 2,000円	
	個人所得割	S55年度より同じ	市民税	
			20万円以下 2.5% 120万円超	
			20万円超 3% 220万円超	
			45万円超 4% 370万円超	
			70万円超 5% 570万円超	
			90万円超 6%	
				退職所得分離課税は法定税率による
	法人均等割	資本等の金額が50億円超、従業者数50人超	3,000,000円	
		資本等の金額が10億円超50億円以下、従業者数50人超	1,750,000円	
資本等の金額が10億円超、従業者数50人以下		400,000円		
資本等の金額が1億円超10億円以下、従業者数50人超		400,000円		
資本等の金額が1億円超10億円以下、従業者数50人以下		150,000円		
法人税割	S56年度より同じ			
固定資産税	S26年度より同じ			
軽自動車税	原動機付自転車		小型特殊自動車	
	50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下1,600円		農耕作業用 1,600円	
		(S60年度よりミニカー 2,500円)	その他 4,700円	
	軽自動車 2輪 2,400円 3輪 3,100円		2輪の小型自動車 4,000円	
	4輪乗用 (自家用 7,200円 営業用 5,500円)			
4輪貨物 (自家用 4,000円 営業用 3,000円)				
市たばこ消費税	100分の18.1 全国平均単価 9,502円		従価割 14.3% 従量割 千本につき 350円	
電気税	S49年度より同じ			
ガス税	S51年度より同じ			
特別土地保有税	S48年度より同じ		ミニ保有税 100分の1.4	
事業所税	S55年度より同じ			
都市計画税	S55年度より同じ			

	61	62	63			
府民税 700円						
	府民税		市民税		府民税	
7%	950万円超	11%	150万円以下	2%	60万円以下	3%
8%	1,900万円超	12%	150万円超	4%	460万円超	10%
9%	2,900万円超	13%			130万円以下	2%
10%	4,900万円超	14%			130万円超	3%
					260万円超	4%
					260万円超	8%
					退職所得分離課税は法定税率による	
	資本等の金額が1,000万円超1億円以下、従業者数50人超				150,000円	
	資本等の金額が1,000万円超1億円以下、従業者数50人以下				120,000円	
	資本等の金額が1,000万円以下、従業者数50人超				120,000円	
	上記以外の法人				40,000円	
	従価割14.3% 従量割 千本につき 350円 (S61.5.1～H元.3.31の売渡し分については 640円)					
	事業に係る事業所税					
	資産割	床面積1㎡につき600円(昭和61年6月申告分より)				
	従業者割	給与総額の100分の0.25				
	新增設に係る事業所税					
	1㎡につき6,000円					

(その4)

区分		年度		平成 元	2	3	4	
市	個人均等割	S60年度より同じ						
	個人所得割	市民税	府民税		市民税	府民税		
		120万円以下	3%	500万円以下	2%	160万円以下	3%	550万円以下
		120万円超	8%	500万円超	4%	160万円超	8%	550万円超
	500万円超	11%			550万円超	11%		
		退職所得分離課税は法定税率による			退職所得分離課税は法定税率による			
民	法人均等割	S59年度より同じ						
	法人税割	S56年度より同じ						
	固定資産税	S26年度より同じ						
	軽自動車税	S59年度より同じ						
	市たばこ税	千本につき 1,997円 旧3級品は千本につき 948円						
	特別土地保有税	S60年度より同じ						
	入湯税		宿泊する者 150円 宿泊しない者 75円					
	事業所税	S61年度より同じ						
	都市計画税	S55年度より同じ						

5	6				7			
	市民税		府民税		市民税		府民税	
2%	160万円以下	3%	550万円以下	2%	200万円以下	3%	700万円以下	2%
4%	160万円超	8%	550万円超	4%	200万円超	8%	700万円超	4%
	550万円超	11%			700万円超	11%		
	退職所得分離課税は法定税率による				退職所得分離課税は法定税率による			
	資本等の金額が50億円超、従業員数50人超				3,000,000円			
	資本等の金額が10億円超50億円以下、従業員数50人超				1,750,000円			
	資本等の金額が10億円超、従業員数50人以下				410,000円			
	資本等の金額が1億円超10億円以下、従業員数50人超				400,000円			
	資本等の金額が1億円超10億円以下、従業員数50人以下				160,000円			
	資本等の金額が1,000万円超1億円以下、従業員数50人超				150,000円			
	資本等の金額が1,000万円超1億円以下、従業員数50人以下				130,000円			
	資本等の金額が1,000万円以下、従業員数50人超				120,000円			
	上記以外の法人				50,000円			

(その5)

区分		年度		8	9	10	11	12	13	14
市	個人均等割	市民税 2,500円 府民税 1,000円								
	個人所得割	H7年度より同じ	市民税	府民税		市民税		府民税		
			200万円以下 3%	700万円以下 2%	200万円以下 3%	700万円以下 2%				
			200万円超 8%	700万円超 3%	200万円超 8%	700万円超 3%				
			700万円超 12%	700万円超 10%						
退職所得分離課税は法定税率による			退職所得分離課税は法定税率による							
法人均等割	H6年度より同じ									
法人税割	S56年度より同じ									
固定資産税	S26年度より同じ									
軽自動車税	S59年度より同じ									
市たばこ税	H元年度より同じ	千本につき 2,434円 旧3級品は千本につき 1,155円 〔 H11.5.1～の売渡し分については千本につき2,668円 〕 旧3級品は千本につき1,266円				千本につき2,668円 旧3級品は千本につき1,266円 〔 H15.7.1～の売渡し分については千本につき2,977円 〕 旧3級品は千本につき1,412円				
特別土地保有税	S60年度より同じ		土地の保有 100分の1.4 土地の取得 100分の3							
入湯税	H2年度より同じ									
事業所税	S61年度より同じ									
都市計画税	S55年度より同じ									

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
市民税 3,000円 府民税 1,000円										

市民税

6%

府民税

4%

退職所得分離課税は法定税率による

千本につき2,977円 旧3級品は千本につき1,412円 〔 H18.7.1～の売渡し分については千本につき3,298円 〕 旧3級品は千本につき1,564円	千本につき3,298円 旧3級品は千本につき1,564円 〔 H22.10.1～の売渡し分については千本につき4,618円 〕 旧3級品は千本につき2,190円	千本につき4,618円 旧3級品は千本につき2,190円	千本につき5,262円 旧3級品は千本につき2,495円
--	---	---------------------------------	---------------------------------

(H15年度から課税停止)

資産割 床面積1㎡につき600円

従業者割 給与総額の100分の0.25

(その6)

年度		26	27								
区分											
市 民 税	個人均等割	市民税 3,500円 府民税 1,500円 (東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき、臨時の措置として、平成26年度から平成35年度までの間、標準税率を500円引上げ)									
	個人所得割	H19年度より同じ									
	法人均等割	H6年度より同じ									
	法人税割	100分の12.1 ただし資本金1億5千万円以下 100分の9.7 (平成26年10月1日以降開始の事業年度より適用)									
固定資産税	S26年度より同じ										
軽自動車税	S59年度より同じ	<table border="1"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 2,500円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用 1,600円 その他 4,700円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>           2輪 2,400円            3輪 3,100円            ※ただし、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両は、3,900円            4輪乗用 自家用 7,200円 営業用 5,500円            ※ただし、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両は            自家用 10,800円 営業用 6,900円            4輪貨物 自家用 4,000円 営業用 3,000円            ※ただし、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両は            自家用 5,000円 営業用 3,800円         </td> </tr> </table>		原動機付自転車	50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 2,500円	小型特殊自動車	農耕作業用 1,600円 その他 4,700円	2輪の小型自動車	4,000円	軽自動車	2輪 2,400円 3輪 3,100円 ※ただし、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両は、3,900円 4輪乗用 自家用 7,200円 営業用 5,500円 ※ただし、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両は 自家用 10,800円 営業用 6,900円 4輪貨物 自家用 4,000円 営業用 3,000円 ※ただし、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両は 自家用 5,000円 営業用 3,800円
原動機付自転車	50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 2,500円										
小型特殊自動車	農耕作業用 1,600円 その他 4,700円										
2輪の小型自動車	4,000円										
軽自動車	2輪 2,400円 3輪 3,100円 ※ただし、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両は、3,900円 4輪乗用 自家用 7,200円 営業用 5,500円 ※ただし、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両は 自家用 10,800円 営業用 6,900円 4輪貨物 自家用 4,000円 営業用 3,000円 ※ただし、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両は 自家用 5,000円 営業用 3,800円										
市たばこ税	H25年度より同じ										
特別土地保有税	S60年度より同じ (H15年度から課税停止)										
入湯税	H2年度より同じ										
事業所税	S61年度より同じ										
都市計画税	S55年度より同じ										



28	29	30
市民税 3,500円 府民税 1,800円 (大阪府の森林環境税創設のため、平成28年度から令和5年度までの間、課税標準率に300円加算)		

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>50cc以下 2,000円</td> <td>90cc以下 2,000円</td> <td>125cc以下 2,400円</td> <td>ミニカー 3,700円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td colspan="4">農耕作業用 2,400円 その他 5,900円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td colspan="4">6,000円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td colspan="4">           2輪 3,600円            3輪 3,100円、※3,900円            4輪乗用 自家用 7,200円、※10,800円                      営業用 5,500円、※6,900円            4輪貨物 自家用 4,000円、※5,000円                      営業用 3,000円、※3,800円         </td> </tr> <tr> <td colspan="5">           注1: ※の税率は平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両に対する税率です。            注2: 3輪及び4輪の軽自動車については、上記以外に重課又は軽課が適用されるものがあります。         </td> </tr> </table>				原動機付自転車	50cc以下 2,000円	90cc以下 2,000円	125cc以下 2,400円	ミニカー 3,700円	小型特殊自動車	農耕作業用 2,400円 その他 5,900円				2輪の小型自動車	6,000円				軽自動車	2輪 3,600円 3輪 3,100円、※3,900円 4輪乗用 自家用 7,200円、※10,800円 営業用 5,500円、※6,900円 4輪貨物 自家用 4,000円、※5,000円 営業用 3,000円、※3,800円				注1: ※の税率は平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両に対する税率です。 注2: 3輪及び4輪の軽自動車については、上記以外に重課又は軽課が適用されるものがあります。				
原動機付自転車	50cc以下 2,000円	90cc以下 2,000円	125cc以下 2,400円	ミニカー 3,700円																								
小型特殊自動車	農耕作業用 2,400円 その他 5,900円																											
2輪の小型自動車	6,000円																											
軽自動車	2輪 3,600円 3輪 3,100円、※3,900円 4輪乗用 自家用 7,200円、※10,800円 営業用 5,500円、※6,900円 4輪貨物 自家用 4,000円、※5,000円 営業用 3,000円、※3,800円																											
注1: ※の税率は平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両に対する税率です。 注2: 3輪及び4輪の軽自動車については、上記以外に重課又は軽課が適用されるものがあります。																												
千本につき5,262円 旧三級品は千本につき2,925円	千本につき5,262円 旧三級品は千本につき3,355円	千本につき5,262円 旧三級品は千本につき4,000円	(H30.10.1から) 千本につき5,692円 旧三級品は千本につき4,000円																									

(その7)

年度		令和元	2
区分			
市 民 税	個人均等割	H28年度より同じ	
	個人所得割	H19年度より同じ	
	法人均等割	H6年度より同じ	
法人税割	100分の8.4 ただし資本金1億5千万円以下 100分の6.0 (令和元年10月1日以後開始の事業年度より適用)		
固定資産税	S26年度より同じ		
軽自動車税 (環境性能割)	(R元,10.1から)		
	電気軽自動車・天然ガス軽自動車	非課税	
軽自動車税 (環境性能割)	ガソリン軽自動車・ハイブリッド軽自動車		
	乗用自家用	R2年度燃費基準+10%達成 R2年度燃費基準達成 上記以外	非課税 1% 2%
	乗用営業用	R2年度燃費基準+10%達成 R2年度燃費基準達成 上記以外	非課税 0.5% 2%
	貨物自家用	H27年度燃費基準+20%達成 H27年度燃費基準達成+15%達成 上記以外	非課税 1% 2%
	貨物営業用	H27年度燃費基準+20%達成 H27年度燃費基準達成+15%達成 H27年度燃費基準達成+10%達成 上記以外	非課税 0.5% 1% 2%
	※天然ガス軽自動車は、H30年排出ガス基準適合車又はH21年排出ガス基準に適合し、かつ窒素酸化物の排出量がH21年排出ガス基準値から10%以上低減達成車に限ります。 ※ガソリン軽自動車、ハイブリッド軽自動車は、H30年排出ガス基準50%低減達成車又はH17年排出ガス基準75%低減達成車に限ります。 ○消費税率引き上げ及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う対応として、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した乗用自家用車については、環境性能割の税率が上記の税率から1%軽減されます。		
軽自動車税 (種別割)	(R2年度から軽自動車税(種別割)として課税)  H28年度より同じ		
市たばこ税	H30.10.1より同じ	(R元,10.1から) 千本につき5,692円(旧三級品含む)	(R2,10.1から) 千本につき6,122円(旧三級品含む)
特別土地保有税	S60年度より同じ(H15年度から課税停止)		
入湯税	H2年度より同じ		
事業所税	S61年度より同じ		
都市計画税	S55年度より同じ		

(R元.10.1から)

電気軽自動車・天然ガス軽自動車

非課税

ガソリン軽自動車・ハイブリッド軽自動車

乗用自家用	R12年度燃費基準75%達成 R12年度燃費基準60%達成 上記以外	非課税 1% 2%	貨物自家用	H27年度燃費基準+25%達成 H27年度燃費基準+20%達成 上記以外	非課税 1% 2%
乗用営業用	R12年度燃費基準75%達成 R12年度燃費基準60%達成 上記以外	非課税 0.5% 2%	貨物営業用	H27年度燃費基準+25%達成 H27年度燃費基準+20%達成 H27年度燃費基準+15%達成 上記以外	非課税 0.5% 1% 2%

※天然ガス軽自動車は、H30年排出ガス基準適合車又はH21年排出ガス基準に適合し、かつ窒素酸化物の排出量がH21年排出ガス基準値から10%以上低減達成車に限ります。

※ガソリン軽自動車、ハイブリッド軽自動車は、H30年排出ガス基準50%低減達成車又はH17年排出ガス基準75%低減達成車に限ります。

※R12年燃費基準75%以上達成又は60%以上達成車は、R2年燃費基準を達成しているものに限ります。

○令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した乗用自家用車については、上記の税率から1%軽減されます。

(R3.10.1から)

千本につき6,552円(旧三級品含む)

(7) 所得控除額の変遷(その1)

年度	19
控除の種類	
基礎控除	330,000円
扶養控除	330,000円 特定扶養親族 450,000円 老人扶養親族 380,000円 同居老親等 450,000円 ※同居特別障害者のときは230,000円加算
配偶者控除	330,000円 老人配偶者 380,000円 ※同居特別障害者のときは230,000円加算
配偶者特別控除	①控除対象配偶者………0円 ②控除対象配偶者以外の配偶者 ア 合計所得金額が450,000円未満の場合………330,000円 イ 合計所得金額が450,000円以上750,000円未満の場合………380,000円-(合計所得金額-380,000円) (注) ( )内の金額は、( )内の計算で求めた金額が50,000円の整数倍の金額から30,000円を控除した金額でないときは、当該金額に満たない50,000円の整数倍の金額から30,000円を控除した金額のうち最も多い金額とします。 ウ 合計所得金額が750,000円以上760,000円未満の場合………30,000円
障害者控除	260,000円(特別障害者のときは、300,000円)
寡婦・寡夫控除	260,000円(合計所得金額が500万円以下で扶養親族である子を有する寡婦のときは、300,000円)
勤労学生控除	260,000円
医療費控除	差し引負担額-(総所得金額等×5%又は10万円のいずれか低い金額)=控除額(限度額200万円)
雑損控除	(差し引損失額-(総所得金額等×10%))又は(災害関連支出の金額-5万円)のいずれか多い金額=控除額
社会保険料控除	支払保険料の金額
小規模企業共済等掛金控除	支払掛金の金額
寄附金控除	(大阪府内の共同募金会、日本赤十字社の支部に対する寄附金及びふるさと寄附金の合計額又は所得金額×25%のいずれか低い金額)-10万円
生命保険料控除	支払った一般の生命保険料の金額を(イ)、個人年金保険料の金額を(ロ)とする。 支払った保険料の金額 生命保険料控除額 (イ)または(ロ)が15,000円まで……… (イ)または(ロ) (イ)または(ロ)が15,001円～40,000円……… (イ)または(ロ)×1/2+7,500円 (イ)または(ロ)が40,001円～70,000円……… (イ)または(ロ)×1/4+17,500円 (イ)または(ロ)が70,000円を超える場合……… 35,000円 (イ)(ロ)両方あるときは、それぞれの計算で求めた金額を合算したものが控除額となる。
損害保険料控除	① 支払損害保険料のすべてが短期損害保険契約等に係るものである場合 ② 支払損害保険料のすべてが長期損害保険契約等に係るものである場合 支払った保険料の金額 損害保険料控除額 支払った保険料の金額 損害保険料控除額 1,000円まで……… 支払った保険料の金額 5,000円まで……… 支払った保険料の金額 1,001円～3,000円……… 支払った保険料の金額 ×1/2+500円 5,001円～15,000円……… 支払った保険料の金額 ×1/2+2,500円 3,000円を超える場合……… 2,000円 15,000円を超える場合……… 10,000円 ③ ①と②両方ある場合……… ①と②の合計金額(控除合計限度額1万円)
地震保険料控除	※平成20年度から新設

20	21	22	23	24	25	26	27
H19年度より同じ							
H19年度より同じ				330,000円 特定扶養親族 450,000円 老人扶養親族 380,000円 同居老親等 450,000円			
H19年度より同じ				330,000円 老人配偶者 380,000円			
H19年度より同じ							
H19年度より同じ				260,000円 (特別障害者のときは300,000円、同居特別障害者のときは530,000円)			
H19年度より同じ							
H19年度より同じ							
H19年度より同じ							
H19年度より同じ							
H19年度より同じ							
H19年度より同じ							
H19年度より同じ		平成21年度から寄附金税額控除へ					
H19年度より同じ				新契約（保険契約日が平成24年1月1日以後） 支払った保険料の金額 生命保険料控除額 12,000円まで……………全額 12,001円～32,000円……………支払った保険料の1/2 + 6,000円 32,001円～56,000円……………支払った保険料の1/4 + 14,000円 56,000円を超える場合……………28,000円 旧契約（保険契約日が平成23年12月31日以前） 支払った保険料の金額 生命保険料控除額 15,000円まで……………全額 15,001円～40,000円……………支払った保険料の1/2 + 7,500円 40,001円～70,000円……………支払った保険料の1/4 + 17,500円 70,000円を超える場合……………35,000円 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、 それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方に ついて控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の 算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)			
平成20年度から 廃止							
地震保険契約に係る地震等相当分保険料×1/2（最高25,000円） ※平成18年末までに契約した長期損害保険契約については当分の間、従前の長期損害保険料控除を適用 ※地震保険料控除と長期損害保険料控除の両方を適用できる場合は、それぞれの控除額をあわせて、25,000円が上限 ※1つの損害保険契約の中に地震保険と長期損害保険が含まれている場合は、地震保険料控除か 長期損害保険料控除のいずれかを選択							

(その2)

控除の種類	年 度		
	28	29	30
基礎控除	H19年度より同じ		
扶養控除	H24年度より同じ		
配偶者控除	H24年度より同じ		
配偶者特別控除	H19年度より同じ		
障害者控除	H24年度より同じ		
寡婦・寡夫控除	H19年度より同じ		
勤労学生控除	H19年度より同じ		
医療費控除	H19年度より同じ	セルフメディケーション税制(H30～H34) 特定一般医薬品等購入費一下限額 12,000円 控除限度額は88,000円	
雑損控除	H19年度より同じ		
社会保険料控除	H19年度より同じ		
小規模企業共済等掛金控除	H19年度より同じ		
寄附金控除	地方団体に対する寄付金に係る特例控除額の上限額が、所得割の1割から2割に引き上げ ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設		
生命保険料控除	H25年度より同じ		
地震保険料控除 ※平成20年度から新設	H20年度より同じ		

令和元	2
<p>本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円以下である場合に適用。</p>	
<p>本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下の場合に適用。</p>	
<p>本人の合計所得金額が1,000万円超で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円以下に障害者控除適用あり</p>	
<p>令和元年6月1日以後に支出された寄附金について、総務大臣が指定する団体に対するものが特例控除の対象となる。</p>	

## (その3)

年度 控除の種類	3
基礎控除	前年の合計所得金額が2,400万円以下 43万円 前年の合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下 29万円 前年の合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下 15万円 前年の合計所得金額が2,500万円を超え 適用なし
扶養控除	控除額に変更なし。但し、前年の合計所得金額要件は38万円以下から48万円以下へ変更
配偶者控除	控除額に変更なし。但し、前年の合計所得金額要件は38万円以下から48万円以下へ変更
配偶者特別控除	本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合に適用。
障害者控除 老年者控除 寡婦・ひとり親控除 勤労学生控除	婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子(前年中の総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について控除額30万円のひとり親控除を適用する。また、それ以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限(前年の合計所得金額500万円以下)を設定。 勤労学生の前年の合計所得金額要件は65万円以下から75万円以下へ変更。
医療費控除	H30年度より同じ
雑損控除	H19年度より同じ
社会保険料控除	H19年度より同じ
小規模企業共済等掛金控除	H19年度より同じ
寄附金控除	R2年度より同じ
生命保険料控除	H25年度より同じ
地震保険料控除 ※平成20年度から新設	H20年度より同じ



## IV. 市民税

### (1) 個人市民税 納税義務者数の推移

(単位:人)

年 度	区 分	均等割のみの 人数	均等割+所得 割の人数	合 計	
				合 計	構成比%
28	普通徴収	3,151	34,771	37,922	22.0
	特別徴収	4,205	130,391	134,596	78.0
	合計	7,356	165,162	172,518	100.0
29	普通徴収	4,212	44,616	48,828	27.8
	特別徴収	3,194	123,914	127,108	72.2
	合計	7,406	168,530	175,936	100.0
30	普通徴収	4,154	39,095	43,249	24.6
	特別徴収	3,747	128,552	132,299	75.4
	合計	7,901	167,647	175,548	100.0
令和元	普通徴収	1,789	41,276	43,065	24.1
	特別徴収	6,346	128,923	135,269	75.9
	合計	8,135	170,199	178,334	100.0
2	普通徴収	4,185	38,718	42,903	23.2
	特別徴収	4,027	137,713	141,740	76.8
	合計	8,212	176,431	184,643	100.0

(注)1. 納税義務者数の徴収区分は28年度まで変更前、29年度より変更後(最終徴収区分)。

2. 納税義務者数は普通徴収の過年度分及び特別徴収の退職所得の分離課税にかかる所得割分を除きます。

### (2) 特別徴収義務者数の推移

(単位:人)

	年度	28	29	30	令和元	2
特別徴収義務者数		29,910	31,134	33,863	35,835	35,394

### (3) 個人市民税 調定額推移(現年課税分)

(単位:千円)

年 度	区 分	均等割額	所得割額	合 計	
				合 計	構成比%
28	普通徴収	135,932	6,138,379	6,274,311	23.1
	特別徴収	462,196	20,382,603	20,844,799	76.9
	合計	598,128	26,520,982	27,119,110	100.0
29	普通徴収	154,451	6,129,924	6,284,375	22.8
	特別徴収	455,018	20,812,498	21,267,516	77.2
	合計	609,469	26,942,422	27,551,891	100.0
30	普通徴収	137,443	5,740,980	5,878,423	21.0
	特別徴収	479,710	21,695,494	22,175,204	79.0
	合計	617,153	27,436,474	28,053,627	100.0
令和元	普通徴収	135,118	5,547,578	5,682,696	20.3
	特別徴収	494,328	21,868,850	22,363,178	79.7
	合計	629,446	27,416,428	28,045,874	100.0
2	普通徴収	134,657	5,716,721	5,851,378	20.4
	特別徴収	506,622	22,372,118	22,878,740	79.6
	合計	641,279	28,088,839	28,730,118	100.0

(4) 退職所得の分離課税にかかる所得割額等の推移

(単位:人、千円)

年度 区分	28	29	30	令和元	2
納税義務者数	1,100	1,112	1,167	1,108	1,143
調定額	322,900	280,327	369,148	297,643	352,158

(5) 分離譲渡所得にかかる調定額等の推移

(単位:人、千円)

年度 区分	28	29	30	令和元	2
納税義務者数	2,874	2,526	3,383	2,873	2,953
調定額	798,848	901,035	1,047,589	876,854	1,153,408

(6) 市民税申告に関する調

(単位:件)

年度 区分	受 付 件 数					確定申告書	合 計
	市 申 告 書				計		
	本 庁	出張所	郵 送	計			
29	7,266	75	1,553	8,894	63,949	72,843	
30	6,236	62	1,333	7,631	67,390	75,021	
令和元	6,084	65	1,300	7,449	67,105	74,554	
2	5,809	65	1,241	7,115	35,103	42,218	
3	3,956		3,023	6,979	75,122	82,101	

※令和3年度から出張所での受付を無くし、郵送での申告を推奨。

(当該年度6月末日現在)

(7) 個人市民税と府民税の収入額の推移(現年課税分)

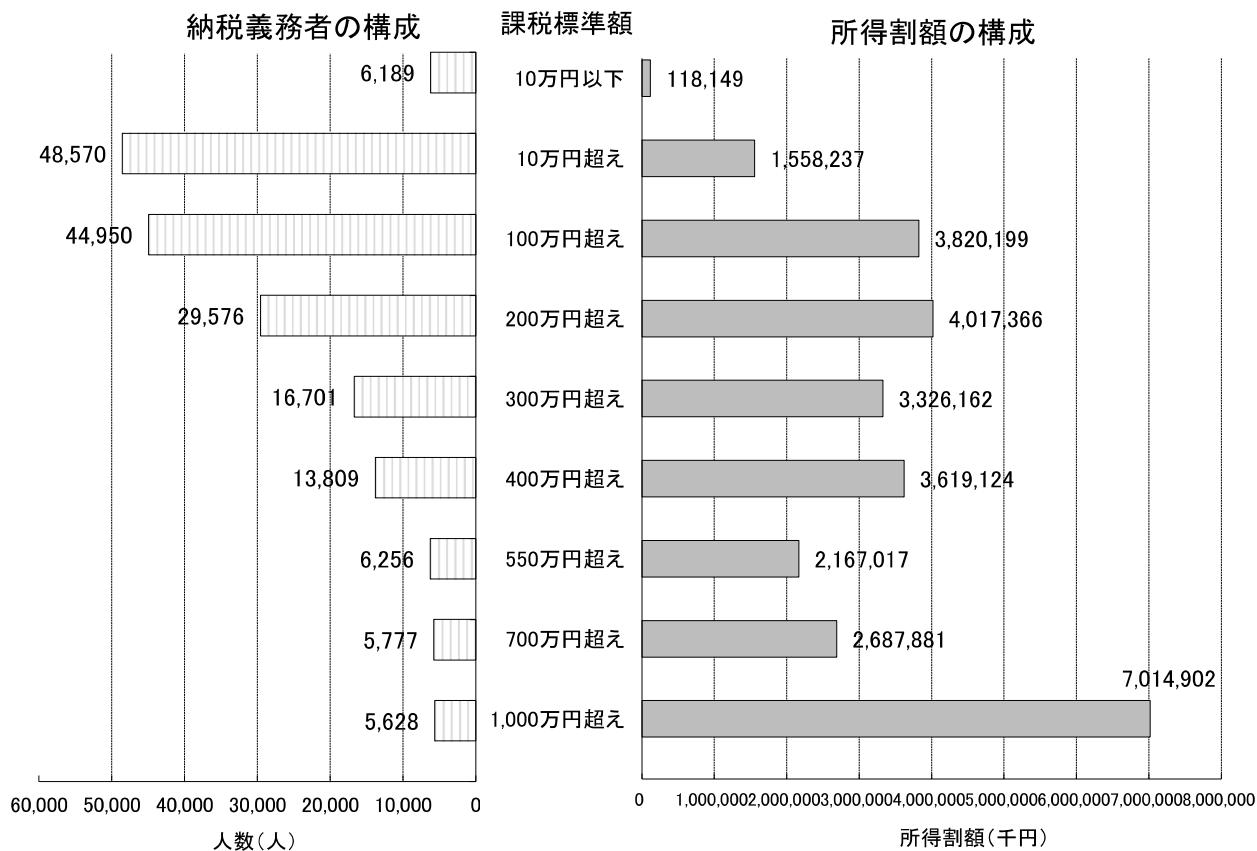
( )は前年比% (単位:円)

年度 項目	28	29	30	令和元	2
市民税額	(102.7) 26,863,285,255	(101.7) 27,325,113,407	(102.0) 27,863,342,658	(101.0) 28,130,027,942	(102.7) 28,885,464,043
府民税額	(101.1) 17,808,345,666	(101.7) 18,103,171,558	(102.1) 18,477,473,710	(100.9) 18,651,212,920	(102.7) 19,151,295,159
計	(101.1) 44,671,630,921	(101.7) 45,428,284,965	(102.0) 46,340,816,368	(101.0) 46,781,240,862	(102.7) 48,036,759,202
確定あん分率	0.39865	0.3985	0.39873	0.39869	0.39868

(注) 市民税額、府民税額は現年課税分の収入額です。

(8) 令和3年度所得割納税義務者課税標準額段階別調(課税状況調より)

区分 課税標準額	給与	営業等	農業	分離 譲渡	その他	合計	人数構成 比率	所得割額	税額構成 比率
	人	人	人	人	人	人	%	千円	%
10万円以下	4,040	342	0	347	1,460	6,189	3.5	118,149	0.4
10万円超え 100万円以下	32,004	2,079	0	363	14,124	48,570	27.4	1,558,237	5.5
100万円超え 200万円以下	38,499	1,225	0	406	4,820	44,950	25.3	3,820,199	13.5
200万円超え 300万円以下	27,164	690	0	356	1,366	29,576	16.7	4,017,366	14.2
300万円超え 400万円以下	15,501	375	0	314	511	16,701	9.4	3,326,162	11.7
400万円超え 550万円以下	12,841	320	0	278	370	13,809	7.8	3,619,124	12.8
550万円超え 700万円以下	5,667	171	0	191	227	6,256	3.5	2,167,017	7.6
700万円超え 1000万円以下	5,086	193	0	224	274	5,777	3.2	2,687,881	9.5
1,000万円超え	4,450	308	0	423	447	5,628	3.2	7,014,902	24.8
合 計	145,252	5,703	0	2,902	23,599	177,456	100.0	28,329,037	100.0
構成比率 %	81.9	3.2	0.0	1.6	13.3	100.0			
前年構成比率%	82.2	3.0	0.0	1.4	13.4	100.0			



(9) 令和3年度市民税等の納税義務者等に関する調(課税状況調より)

(その1)

個人均等割					法人均等割納税義務者数							
納税義務者数			地方税法第311条の規定による軽減		法人							
地方税法第294条第1項第1号に該当する者(人)	地方税法第294条第1項第2号に該当する者(人)	計(人)	軽減した者(人)	軽減の額(千円)	資本金等の額	50億円超	10億円超50億円以下	10億円超	1億円超10億円以下	1千万円超1億円以下		
					従業員数の区分	50人超	50人超	50人以下	50人超	50人以下	50人超	50人以下
						(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)
						(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
185,618	375	185,993	1,679	3,517		88	42	538	69	634	97	1,788

法人均等割納税義務者数				市民税	法人税割			
法人				所得割	納税義務者数		納税者数	
資本金等の額	1千万円以下	(A)~(H)	計	納税義務者数	うち	うち	うち	うち
従業員数の区分	50人超	以外の法人			連結申告法人分	連結申告法人分		
	(H)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	35	6,921	10,212	177,456	10,089	311	4,345	179

(その2)

区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合計				
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	均等割額	所得割額	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数
所得者区分	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(A)+(E)	(B)+(F)	(C)+(E)	(D)+(G)	(A)+(C)+(E)
	(人)	(千円)	(人)	(千円)	(人)	(千円)	(千円)	(人)	(千円)	(人)	(千円)	(人)
給与所得者	3,381	10,954			146,723	511,121	23,570,762	150,104	522,075	146,723	23,570,762	150,104
営業等所得者	757	2,630			5,779	20,192	944,760	6,536	22,822	5,779	944,760	6,536
農業所得者	1	4			0	0	0	1	4	0	0	1
その他の所得者	4,023	13,929			24,954	87,316	3,819,539	28,977	101,245	24,954	3,819,539	28,977
家屋敷等のみ	375	1,313						375	1,313			375
計	8,537	28,830			177,456	618,629	28,335,061	185,993	647,459	177,456	28,335,061	185,993

(注)「家屋敷等のみ」欄は地方税法第294条第1項第2号に該当する者に係る数です。

(10) 令和3年度分に係る所得控除等の人員等に関する調(課税状況調より)

所得控除を行った納税義務者数								
雑損控除 (人)	医療費控除 (人)	左のうちセルフメディケーション税制に係る分 (人)	社会保険料控除 (人)	小規模企業共済等掛金控除 (人)	生命保険料控除 (人)	左のうち		
						新生命保険分 (人)	新個人年金分 (人)	介護医療保険分 (人)
21	22,313	108	171,326	14,960	129,375	90,201	12,811	98,718

所得控除を行った納税義務者数(つづき)			
生命保険料控除		地震保険料控除	
生命保険料のうち 旧生命保険分 (人)	生命保険料のうち 旧個人年金分 (人)	控除 (人)	左のうち 長期分 (人)
60,367	18,575	44,753	974

所得控除を行った納税義務者数(つづき)					
障害者控除			寡婦控除 (人)	ひとり親控除 (人)	勤労学生控除 (人)
普通 (人)	特別障害者 (人)	実人員 (人)			
3,607	2,639	6,148	1,074	2,117	27

所得控除を行った納税義務者数(つづき)							
配偶者控除			配偶者特別控除 (人)	扶養控除			
一般 (70歳未満) (人)	老人配偶者 (70歳以上) (人)	計 (人)		一般 (16歳~18歳) (23歳~69歳) (人)	特定扶養親族 (19歳~22歳) (人)	老人扶養親族 (70歳以上) (人)	同居老親等 (70歳以上) (人)
30,138	8,347	38,485	7,198	13,195	9,162	2,083	2,351

所得控除を行った納税義務者数(つづき)		障害者控除の対象となった人員					
扶養控除 実人員 (人)	特別障害者のうち同居特別障害加算金分(23万円)に係る者 (人)	納税義務者数			扶養親族及び控除対象配偶者		
		一般 (人)	特別 (人)	計 (人)	一般 (人)	特別 (人)	計 (人)
22,460	1,279	1,694	1,156	2,850	2,057	1,550	3,607

特定支出控除の特例の対象となった納税義務者数 (人)	住民税の課税の対象となった 配当所得に係る納税義務者数等		住民税の課税の対象となった 利子所得に係る納税義務者数等	
	納税義務者数 (人)	配当所得の金額 (千円)	納税義務者数 (人)	利子所得の金額 (千円)
4	3,891	4,480,507	55	89,896

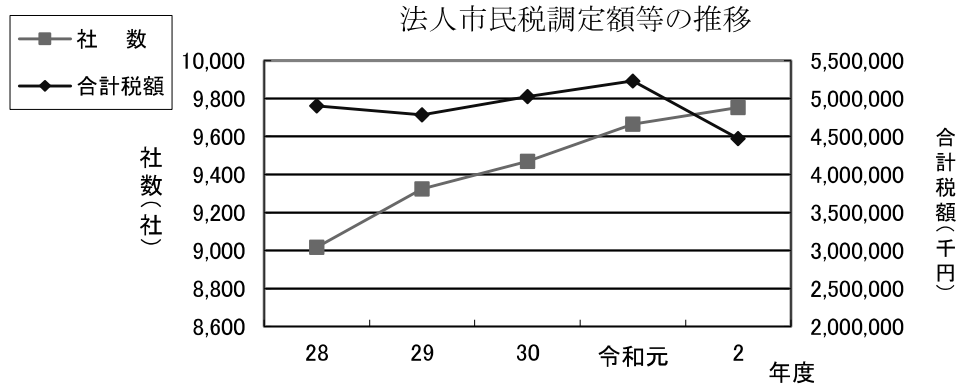
税額控除を行った納税義務者数					
配当控除 (人)	住宅借入金等特別税額控除 (人)	寄附金税額控除 (人)	外国税額控除 (人)	配当割額の控除 (人)	株式等譲渡所得割額の控除 (人)
3,107	7,920	32,811	158	2,906	1,126

(11) 法人市民税調定額等の推移(現年課税分)

(単位: 社・千円)

区分 年度	均等割 社数	均等割 税額	法人税割 社数	法人税割 税額	社 数	合計税額
28	8,955	1,161,770	4,161	3,742,584	9,018	4,904,354
29	9,245	1,194,192	3,474	3,589,012	9,324	4,783,204
30	9,392	1,206,904	4,524	3,816,182	9,469	5,023,086
令和元	9,609	1,204,392	4,794	4,027,665	9,664	5,232,057
2	9,718	1,204,865	4,632	3,267,080	9,753	4,471,945

(注) 社数は過年度分のみ申告法人も含まれます。均等割社数は均等割申告がある社数を、法人税割社数は法人税割申告がある社数を計上しています。



(12) 令和2年度業種別法人社数

(単位: 社)

業 種 区 分	社数	構成比 (%)	本 店 所 在 法 人			支店等のみ
			単 独	分 割	計	
農 業 ・ 林 業	10	0.1	7	0	7	3
漁 業	1	0.0	1	0	1	0
鉱業・採石業・砂利採取業	3	0.0	2	0	2	1
建 設 業	1,082	10.8	770	96	866	216
製 造 業	1,142	12.0	371	86	457	685
電気・ガス・熱供給・水道業	27	0.3	19	0	19	8
情 報 通 信 業	367	3.6	240	29	269	98
運 輸 業 ・ 郵 便 業	184	1.9	84	15	99	85
卸 売 ・ 小 売 業	2,111	22.4	1,063	171	1,234	877
金 融 ・ 保 険 業	183	1.8	109	11	120	63
不動産・物品賃貸業	1,808	18.6	1,631	50	1,681	127
学術研究・専門・技術サービス業	850	8.2	619	59	678	172
宿泊業・飲食サービス業	374	3.9	117	44	161	213
生活関連サービス業・娯楽業	316	3.3	158	26	184	132
教育・学習支援業	143	1.4	69	12	81	62
医 療 ・ 福 祉	467	4.8	324	32	356	111
複合サービス業	30	0.3	26	1	27	3
サービス業(他に分類されないもの)	620	6.6	407	38	445	175
公 務	0	0.0	0	0	0	0
合 計	9,718	100.0	6,017	670	6,687	3,031

(注) 過年度分のみ申告法人を除きます。

## (13) 令和2年度資本金等別法人社数

(単位:社)

資本金等の区分	社数	構成比 (%)	本店所在法人			支店等 のみ
			単 独	分 割	計	
50億円超、従業者数50人超	89	0.9	1	6	7	82
10億円超～50億円以下、従業者数50人超	41	0.5	0	13	13	28
10億円超、従業者数50人以下	525	5.5	12	7	19	506
1億円超～10億円以下、従業者数50人超	66	0.7	4	23	27	39
1億円超～10億円以下、従業者数50人以下	633	6.5	37	28	65	568
1千万円超～1億円以下、従業者数50人超	101	1.0	17	36	53	48
1千万円超～1億円以下、従業者数50人以下	1,742	18.6	615	169	784	958
1千万円以下、従業者数50人超	34	0.4	15	11	26	8
上 記 以 外 の 法 人	6,487	65.9	5,316	377	5,693	794
合 計	9,718	100.0	6,017	670	6,687	3,031

(注) 過年度分のみの申告法人を除きます。

# V. 固定資産税 都市計画税

## (1) 納税義務者の推移

(単位:人)

年度	種別 区分	土地のみ	家屋のみ	土地・家屋	償却資産	合計	前年度比
		29	個人 法人 計	9,774 430 10,204	7,898 798 8,696	86,324 2,413 88,737	540 (17) 2,517 3,057
30	個人 法人 計	9,672 444 10,116	7,776 813 8,589	86,945 2,493 89,438	572 (18) 2,614 3,186	104,965 6,364 111,329	100.4% 103.3% 100.6%
令和元	個人 法人 計	9,622 448 10,070	7,603 823 8,426	87,770 2,571 90,341	545 (17) 2,677 3,222	105,540 6,519 112,059	100.5% 102.4% 100.7%
2	個人 法人 計	9,563 464 10,027	7,489 829 8,318	88,639 2,650 91,289	621 (18) 2,710 3,331	106,312 6,653 112,965	100.7% 102.1% 100.8%
3	個人 法人 計	9,436 496 9,932	7,313 817 8,130	89,905 2,685 92,590	624 (20) 2,509 3,133	107,278 6,507 113,785	100.9% 97.8% 100.7%

(注) 1.免税点以上のもので集計しています。

なお、償却資産については、大臣又は知事配分の件数を( )内に内数で表示しています。

## (2) 土地・家屋異動申告件数

(単位:件、( )は前年比%)

区 分		28	29	30	令和元	2
土 地	異 動 通 知	5,279 (59)	6,538 (124)	5,817 (89)	6,522 (112)	6,167 (95)
	分 筆	903 (77)	813 (90)	1,235 (152)	1,252 (101)	1,569 (125)
	合 筆	437 (169)	209 (48)	330 (158)	255 (77)	429 (168)
	地 目 変 換	231 (39)	262 (113)	258 (98)	400 (155)	393 (98)
	そ の 他	340 (91)	199 (59)	236 (119)	231 (98)	198 (86)
	小 計	7,190 (64)	8,021 (112)	7,876 (98)	8,660 (110)	8,756 (101)
家 屋	異 動 通 知	4,850 (94)	6,302 (130)	6,562 (104)	6,962 (106)	6,581 (95)
	新 築 (マンション除く)	1,022 (117)	889 (87)	764 (86)	997 (130)	993 (100)
	新 築 (マンション分)	536 (29)	199 (37)	884 (444)	1,171 (132)	751 (64)
	増 築	14 (88)	39 (279)	32 (82)	57 (178)	53 (93)
	床面積訂正	37 (22)	6 (16)	4 (67)	1 (25)	2 (200)
	分 割					
屋	減 失	597 (113)	677 (113)	687 (101)	792 (115)	704 (89)
	そ の 他	878 (93)	377 (43)	153 (41)	159 (104)	136 (86)
	小 計	7,934 (69)	8,489 (107)	9,086 (107)	10,139 (112)	9,220 (91)
	合 計	15,124 (67)	16,510 (109)	16,962 (103)	18,799 (111)	17,976 (96)

(注) 電算上の統計数値により件数把握を行っています。



(3) 土地に関する概要(固定資産概要調書より)

(その1)

年度	区分		地積 (㎡)	筆数 (筆)	決定価格 (千円)	課税 標準額 (千円)	提示 平均価格 (円)	平均価格 (円)	平均課税 標準額 (円)	単位当り 最高価格 (円)
	種別									
29	一般田		201,265	367	28,072	28,072	※ 139,503	※ 139,478	※ 139,478	※ 171,000
	田		91,899	269	6,480,026	2,146,303		70,512	23,355	198,140
	一般畑		146,513	340	10,883	10,883	※ 73,902	※ 74,280	※ 74,280	※ 114,000
	畑		125,286	514	9,054,938	3,081,595		72,274	24,596	177,500
	宅地		15,631,708	77,859	1,912,545,210	577,163,931	122,560	122,350	36,923	611,500
	山林		20,264	134	810,503	541,601		39,997	26,727	127,000
	原野		17,218	37	789,007	548,035		45,825	31,829	119,000
	鉄軌道		825,739	653	31,686,139	19,117,374		38,373	23,152	54,454
	複合鉄軌道		8,881	13	716,595	476,198		80,689	53,620	152,633
	雑種地		977,613	2,771	106,323,200	72,190,951		108,758	73,844	493,200
	池沼		10,322	6	886,601	596,143		85,894	57,755	98,160
計			18,056,708	82,963	2,069,331,174	675,901,086		114,602	37,432	
30	一般田		192,942	350	26,972	26,972	※ 139,716	※ 139,793	※ 139,793	※ 171,000
	田		88,670	259	6,386,707	2,107,004		72,028	23,762	215,500
	一般畑		141,892	331	10,586	10,586	※ 74,245	※ 74,606	※ 74,606	※ 160,000
	畑		125,953	506	8,787,597	3,007,496		69,769	23,878	189,084
	宅地		15,723,078	78,200	1,962,699,563	590,078,261	124,601	124,829	37,529	760,100
	山林		19,521	127	771,983	511,507		39,546	26,203	128,000
	原野		17,192	34	689,105	477,381		40,083	27,768	120,000
	鉄軌道		823,657	651	33,175,065	19,215,429		40,278	23,329	57,366
	複合鉄軌道		8,881	13	750,259	483,685		84,479	54,463	157,059
	雑種地		953,510	2,791	105,973,245	70,840,504		111,140	74,294	611,300
	池沼		9,608	5	907,219	592,315		94,423	61,648	99,080
合計			18,104,904	83,267	2,120,178,301	687,351,140		117,105	37,965	
令和元	一般田		185,282	338	25,867	25,867	※ 139,716	※ 139,609	※ 139,609	※ 171,000
	田		87,918	248	6,292,363	2,116,887		71,571	24,078	215,500
	一般畑		144,232	336	10,780	10,780	※ 74,245	※ 74,741	※ 74,741	※ 160,000
	畑		128,944	525	8,721,173	3,011,687		67,635	23,357	189,084
	宅地		15,752,440	78,733	1,965,936,552	592,364,893	124,601	124,802	37,605	760,100
	山林		18,522	120	757,390	503,423		40,891	27,180	128,000
	原野		3,289	25	173,526	116,476		52,760	35,414	120,000
	鉄軌道		859,498	728	34,369,202	20,150,260		39,988	23,444	57,366
	複合鉄軌道		8,881	13	750,259	483,685		84,479	54,463	157,059
	雑種地		947,233	2,747	105,636,039	70,659,865		111,521	74,596	611,300
	池沼		9,608	5	907,219	592,315		94,423	61,648	99,080
合計			18,145,847	83,818	2,123,580,370	690,036,138		117,028	38,027	

(注) 1.免税点以上のもの。田,畑は市街化区域農地と宅地介在農地の合算です。

2.「一般田」と「一般畑」における「提示平均価格」、「平均価格」、「平均課税標準額」、「単位当り最高価格」は、1,000㎡当りの額です。

(その2)

年度	区分 種別	地積 (㎡)	筆数 (筆)	決定価格 (千円)	課税 標準額 (千円)	提示 平均価格 (円)	平均価格 (円)	平均課税 標準額 (円)	単位当り 最高価格 (円)
2	一般田	182,808	338	25,410	25,410	139,716	※ 138,998	※ 138,998	※ 171,000
	田	71,874	227	5,217,318	1,815,509		72,590	25,260	215,500
	一般畑	148,600	348	11,117	11,117	74,245	※ 74,812	※ 74,812	※ 160,000
	畑	120,917	484	8,446,541	2,951,323		69,854	24,408	189,084
	宅地	15,828,707	79,355	1,981,241,426	600,781,030	124,601	125,168	37,955	760,100
	山林	16,958	112	685,109	458,685		40,400	27,048	128,000
	原野	3,289	25	173,526	116,476		52,760	35,414	120,000
	鉄軌道	866,219	738	34,616,155	20,312,967		39,962	23,450	57,366
	複合鉄軌道	11,548	24	948,094	616,301		82,100	53,369	157,059
	雑種地	924,465	2,710	101,302,175	67,822,161		109,579	73,364	611,300
	池沼	9,608	5	907,219	592,315		94,423	61,648	99,080
合計		18,184,993	84,366	2,133,574,090	695,503,294		117,326	38,246	
3	一般田	181,044	332	25,212	25,212	※ 139,079	※ 139,259	※ 139,259	※ 171,000
	田	66,693	208	5,372,346	1,673,139		80,553	25,087	347,259
	一般畑	145,676	333	10,867	10,867	※ 74,557	※ 74,597	※ 74,597	※ 160,000
	畑	120,181	495	8,391,256	2,992,147		69,822	24,897	223,980
	宅地	15,934,702	80,093	2,151,369,963	604,462,047	134,808	135,012	37,934	1,413,081
	山林	16,757	110	710,377	450,423		42,393	26,880	131,000
	原野	3,289	25	175,955	115,591		53,498	35,145	122,548
	鉄軌道	902,702	736	38,901,762	21,264,137		43,095	23,556	66,682
	複合鉄軌道	11,548	24	1,055,247	616,301		91,379	53,369	173,709
	雑種地	890,571	2,619	105,230,033	64,860,657		118,160	72,830	1,128,857
	池沼	9,608	5	932,988	592,314		97,105	61,648	98,972
合計		18,282,771	84,980	2,312,176,006	697,062,835		126,467	38,127	

(注) 1. 免税点以上のもの。田,畑は市街化区域農地と宅地介在農地の合算です。

2. 「一般田」と「一般畑」における「提示平均価格」、「平均価格」、「平均課税標準額」、「単位当り最高価格」は、1,000㎡当りの額です。

(4) 農地に関する概要(固定資産概要調書より)

年度	区分		地積 (㎡)	筆数 (筆)	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)
	種別					
29	特定市農	(平25以前参入分)	183,971	675	13,691,760	4,521,082
	特定市農	(平26以降参入分)	21,369	47	1,031,023	158,940
	一般農地		371,672	768	41,516	38,955
	介在農地		12,169	66	817,529	547,876
	合計		589,181	1,556	15,581,828	5,266,853
30	特定市農	(平26以前参入分)	180,343	653	13,466,099	4,441,904
	特定市農	(平27以降参入分)	22,125	55	880,618	122,521
	一般農地		360,131	743	40,416	37,558
	介在農地		12,181	61	829,279	550,075
	合計		574,780	1,512	15,216,412	5,152,058
令和元	特定市農	(平27以前参入分)	176,209	636	13,124,777	4,348,343
	特定市農	(平28以降参入分)	24,926	75	916,786	136,148
	一般農地		355,388	728	39,699	36,647
	介在農地		15,753	66	973,666	644,083
	合計		572,276	1,505	15,054,928	5,165,221
2	特定市農	(平28以前参入分)	165,271	608	12,340,180	4,094,951
	特定市農	(平29以降参入分)	12,187	34	419,432	68,572
	一般農地		357,467	740	39,630	36,527
	介在農地		15,349	72	905,449	603,309
	合計		550,274	1,454	13,704,691	4,803,359
3	特定市農	(平29以前参入分)	156,269	584	12,357,857	3,849,538
	特定市農	(平30以降参入分)	10,760	31	276,270	57,564
	一般農地		352,502	717	39,145	36,079
	介在農地		19,862	91	1,130,706	758,184
	合計		539,393	1,423	13,803,978	4,701,365

(注) 課税標準額のみ免税点以上のもので集計しています。

## (5) 家屋に関する概要(固定資産概要調書より)

区 分		年 度				
		29	30	令和元	2	3
木 造	棟数 [A]	37,324	38,678	37,628	37,703	37,834
	総床面積 [B] (㎡)	4,200,541	4,282,733	4,242,169	4,251,653	4,268,540
	総価格 [C] (千円)	118,983,636	116,477,891	121,667,933	128,109,654	124,865,637
	提示平均価額 [D] (円)	-	-	-	-	-
	平均価格 C/B [E] (円)	28,326	27,197	28,681	30,132	29,253
	比率 E/D (%)	-	-	-	-	-
造	総価格の前年比 (%)	104.9	97.9	104.5	105.3	97.5
非 木 造	棟数 [A]	17,567	17,748	17,706	17,810	17,664
	総床面積 [B] (㎡)	13,610,903	13,806,152	13,915,744	14,033,324	13,967,475
	総価格 [C] (千円)	802,230,563	810,844,223	827,094,043	847,232,401	845,914,823
	提示平均価額 [D] (円)	-	-	-	-	-
	平均価格 C/B [E] (円)	58,940	58,731	59,436	60,373	60,563
	比率 E/D (%)	-	-	-	-	-
造	総価格の前年比 (%)	104.3	101.1	102.0	102.4	99.8
合 計	棟数 [A]	54,891	56,426	55,334	55,513	55,498
	総床面積 [B] (㎡)	17,811,444	18,088,885	18,157,913	18,284,977	18,236,015
	総価格 [C] (千円)	921,214,199	927,322,114	948,761,976	975,342,055	970,780,460
	平均価格 C/B [E] (円)	51,720	51,265	52,251	53,341	53,234
	総価格の前年比 (%)	104.3	100.7	102.3	102.8	99.5

(注) 免税点以上のもので集計しています。

## (6) 家屋の種類別1㎡当りの平均価格(固定資産概要調書より)

(単位:円)

区 分			年 度				
			29	30	令和元	2	3
木 造	住 宅	農 家	-	-	-	-	-
		専 用	29,505	28,145	29,517	30,887	29,829
		併 用	15,792	15,259	15,779	15,940	15,632
		アパート等	21,368	23,656	26,523	29,578	30,757
造	店 舗	倉 庫 }	24,309	23,521	26,277	29,002	27,693
		そ の 他	4,046	3,891	4,360	4,446	4,344
		そ の 他	9,823	8,460	9,967	10,231	9,717
平均 価 格			28,326	27,197	28,681	30,132	29,253
非 木 造	住 宅 ・ ア パ ー ト	鉄 鉄 C	55,630	55,177	55,477	55,435	54,943
		鉄 C	66,089	66,398	67,258	68,494	69,318
		鉄 骨	46,858	46,028	46,692	47,726	47,404
		軽 鉄	31,525	30,053	31,184	32,299	31,499
		ブ ロ ッ ク	21,180	20,729	20,999	21,081	21,012
	そ の 他	鉄 鉄 C	95,563	94,671	94,826	94,828	94,301
		鉄 C	55,798	57,520	57,729	58,428	58,441
		鉄 骨	49,953	48,581	49,476	50,549	50,087
		軽 鉄	15,815	14,738	16,386	18,313	17,833
		ブ ロ ッ ク	11,400	11,242	11,487	11,715	11,842
平均 価 格			58,068	57,576	59,436	60,373	60,563

(注) 1.免税点以上のもので集計しています。

2.「事務所・銀行」は、「店舗」で集計しています。

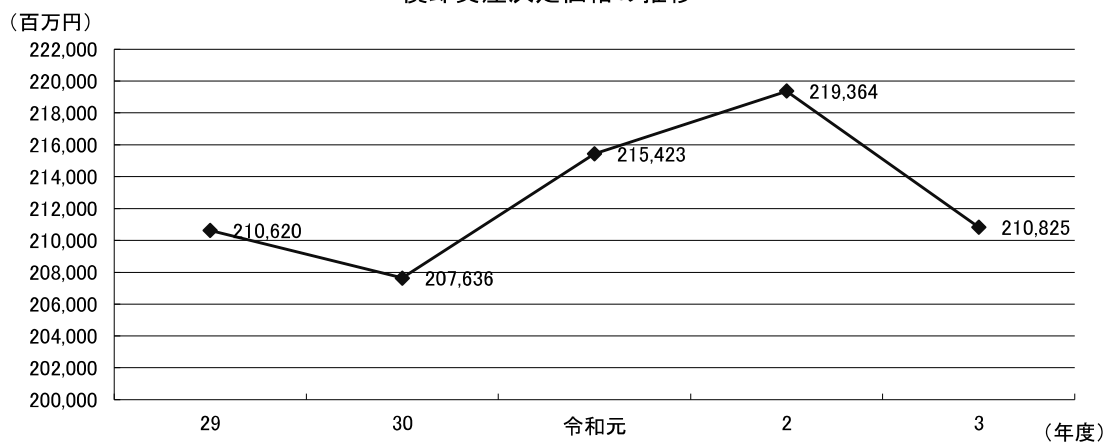
(7) 償却資産に関する概要(固定資産概要調書より)

(単位:千円)

年度	種別		構築物	機械及び装置	船舶車両及び運搬具	工具及び器具備品	小計	道府県知事及び総務大臣決定分	合計
	区分								
29	決定価格		52,334,468	45,471,504	327,265	38,730,410	136,863,647	73,756,212	210,619,859
	課税標準額		52,132,916	45,230,679	327,265	38,308,464	135,999,324	71,934,821	207,934,145
	内訳	課税標準の特例適用	66,857	234,740	0	374,677	676,274		
		以外のもの	52,066,059	44,995,939	327,265	37,933,787	135,323,050		
30	決定価格		53,776,762	43,060,014	356,095	38,024,585	135,217,456	72,418,109	207,635,565
	課税標準額		53,591,143	42,868,911	356,096	37,738,646	134,554,795	70,835,452	205,390,247
	内訳	課税標準の特例適用	47,618	168,777	0	237,858	454,253		
		以外のもの	53,543,525	42,700,134	356,095	37,500,788	134,100,542		
令和元	決定価格		54,114,540	52,221,962	313,839	37,215,928	143,866,269	71,556,835	215,423,104
	課税標準額		53,926,783	51,959,554	313,839	37,003,372	143,203,548	69,865,978	213,069,526
	内訳	課税標準の特例適用	68,598	180,147	0	166,822	415,567		
		以外のもの	53,858,185	51,779,407	313,839	36,836,550	142,787,981		
2	決定価格		52,474,796	51,591,018	296,367	37,378,135	141,740,316	77,623,549	219,363,865
	課税標準額		52,304,929	51,137,962	296,367	37,047,496	140,786,754	74,859,875	215,646,629
	内訳	課税標準の特例適用	48,605	126,186	0	167,912	342,703		
		以外のもの	52,256,324	51,011,776	296,367	36,879,584	140,444,051		
3	決定価格		49,042,713	48,989,791	591,090	34,507,852	133,131,446	77,693,329	210,824,775
	課税標準額		48,364,158	48,435,825	589,864	33,668,143	131,057,990	74,775,830	205,833,820
	内訳	課税標準の特例適用	565,752	296,317	1,226	469,197	1,332,492		
		以外のもの	47,798,406	48,139,508	588,638	33,198,946	129,725,498		

(注) 1. 免税点以上のもので集計しています。  
 2. 小計欄及び合計欄には調整額を含みます。

償却資産決定価格の推移



(8) 償却資産の段階別納税義務者数等に関する調(固定資産概要調書より)

区 分			2		3	
			納税義務者数 (人)	課税標準額 (千円)	納税義務者数 (人)	課税標準額 (千円)
150万円未満のもの			4,481	1,796,120	4,806	1,846,461
150万円以上	160万円未満のもの		77	118,795	72	111,466
160万円以上	170万円未満のもの		72	118,673	71	117,169
170万円以上	180万円未満のもの		72	126,174	66	115,326
180万円以上	190万円未満のもの		60	111,016	57	105,486
190万円以上	200万円未満のもの		58	112,643	63	122,857
200万円以上	300万円未満のもの		496	1,213,996	491	1,212,385
300万円以上	1,000万円未満のもの		1,327	7,507,210	1,223	6,751,932
1,000万円以上	2,000万円未満のもの		450	6,380,658	414	5,909,824
2,000万円以上	3,000万円未満のもの		200	4,868,379	184	4,516,647
3,000万円以上	1億円未満のもの		305	15,950,817	292	15,333,788
1億円以上のもの			214	179,138,268	200	171,536,940
計			7,812	217,442,749	7,939	207,680,281
計の内訳	法第389条 関係	大臣配分分	15	60,289,400	17	59,782,577
		知事配分分	4	14,570,475	4	14,993,253

(9) 償却資産の課税標準の特例を受けるもの(固定資産概要調書より)

— 市決定分 —

(単位:千円)

区分		年度				
		29	30	令和元	2	3
納税義務者数		46	37	47	45	45
価 格(イ)		1,540,597	1,116,914	1,078,288	1,296,265	1,584,887
課税標準額(ロ)		676,274	454,253	415,567	342,703	421,961
(イ) - (ロ)	差 額	864,323	662,661	662,721	953,562	1,162,926
	税 額	12,101	9,277	9,278	13,350	16,281

## (10) 審査の申出状況

(単位:件)

年度	区 分	審査申出		審査決定				取下げ 件数
		受理件数	件数内訳	件数	却下	棄却	一部容認	
29	土 地	1	1筆	1	1	0	0	0
	家 屋	0	0件	0	0	0	0	0
	償却資産	0	0件	0	0	0	0	0
	計	1		1	1	0	0	0
30	土 地	1	2筆	1	0	0	1	0
	家 屋	4	5件	4	0	2	0	2
	償却資産	0	0件	0	0	0	0	0
	計	5		5	0	2	1	2
令和元	土 地	0	0筆	0	0	0	0	0
	家 屋	0	0件	0	0	0	0	0
	償却資産	0	0件	0	0	0	0	0
	計	0		0	0	0	0	0
2	土 地	0	0筆	0	0	0	0	0
	家 屋	0	0件	0	0	0	0	0
	償却資産	0	0件	0	0	0	0	0
	計	0		0	0	0	0	0
3	土 地	0	0筆	0	0	0	0	0
	家 屋	0	0件	0	0	0	0	0
	償却資産	0	0件	0	0	0	0	0
	計	0		0	0	0	0	0

(令和3年9月1日現在)

## (11) 交付金の状況

(単位:円)

区 分		年 度				
		29	30	令和元	2	3
	大阪府	656,236,600	641,040,700	634,473,500	630,847,500	617,304,000
	近畿財務局	11,472,200	11,071,800	10,813,500	10,603,900	10,158,200
	長崎県	93,200	95,300	123,800	-	-
	島根県	442,600	442,600	446,300	446,300	446,300
	岩手県	85,500	87,200	81,000	81,000	84,700
	福岡県	110,200	110,200	110,200	110,200	110,200
	香川県	328,400	-	-	-	-
	高知県	507,800	497,500	499,100	499,100	499,100
	大分県	50,700	49,000	47,400	45,900	44,500
	沖縄県	153,800	153,100	152,500	142,000	142,000
合計		669,481,000	653,547,400	646,747,300	642,775,900	628,789,000
前年比		99.3	97.6	99.0	99.4	97.8

# VI. 諸 税

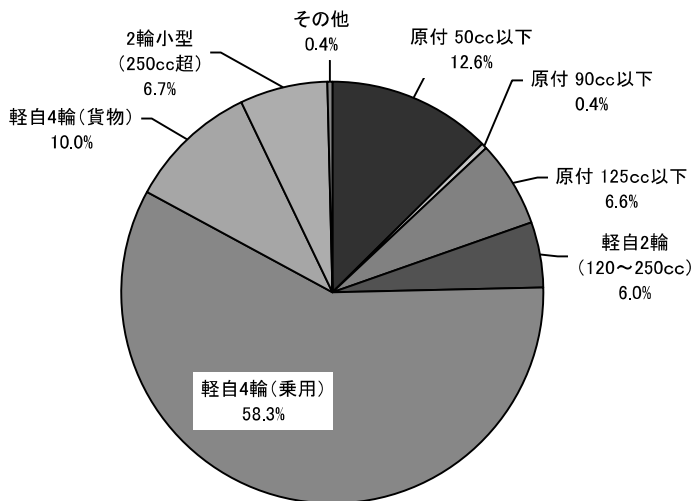
## (1) 軽自動車税(種別割)

### (ア) 令和3年度車種別調定内訳(課税状況調より)

区 分		賦課期日 現在台数 (台) ①	①のうち 非課税台数 (台) ②	①のうち 減免・課税免除台数 (台) ③	課税台数 (台) ①-②-③	税 率 (円)	調 定 額 (千円)	
原動機付自転車	50 cc 以下	17,959	72	125	17,762	2,000	35,524	
	90 cc 以下	615	15	0	600	2,000	1,200	
	125 cc 以下	7,856	48	16	7,792	2,400	18,701	
	ミニカー	136	0	0	136	3,700	503	
	小 計	26,566	135	141	26,290		55,928	
軽自動車及び小型特殊自動車	2 輪 車	3,947		7	3,940	3,600	14,184	
	3 輪 車	0	0	0	0	3,100	0	
	3 輪 車(新税率分)	0	0	0	0	3,900	0	
	3 輪 車(重課分)	0	0	0	0	4,600	0	
	3 輪 車(75%軽課分)	0	0	0	0	1,000	0	
	3 輪 車(50%軽課分)	0	0	0	0	2,000	0	
	3 輪 車(25%軽課分)	0	0	0	0	3,000	0	
	4 輪 車	乗用 営業用	10	0	3	7	5,500	39
		乗用 自家用	6,447	3	226	6,218	7,200	44,769
	貨物	営業用	217	0	0	217	3,000	651
		自家用	1,627	16	27	1,584	4,000	6,336
	4 輪 車 (新税率分)	乗用 営業用	1	0	0	1	6,900	7
		乗用 自家用	6,730	2	211	6,517	10,800	70,383
	貨物	営業用	279	0	1	278	3,800	1,056
		自家用	2,504	4	17	2,483	5,000	12,415
	4 輪 車 (重課分)	乗用 営業用	2	0	0	2	8,200	16
		乗用 自家用	3,469	2	112	3,355	12,900	43,279
	貨物	営業用	121	0	0	121	4,500	545
		自家用	1,167	7	18	1,142	6,000	6,852
	4 輪 車 (75%軽課分)	乗用 営業用	0	0	0	0	1,800	0
		乗用 自家用	0	0	0	0	2,700	0
	貨物	営業用	2	0	0	2	1,000	2
		自家用	0	0	0	0	1,300	0
	4 輪 車 (50%軽課分)	乗用 営業用	0	0	0	0	3,500	0
		乗用 自家用	192	0	0	192	5,400	1,037
	貨物	営業用	0	0	0	0	1,900	0
		自家用	0	0	0	0	2,500	0
	4 輪 車 (25%軽課分)	乗用 営業用	0	0	0	0	5,200	0
		乗用 自家用	659	0	19	640	8,100	5,184
	貨物	営業用	9	0	0	9	2,900	26
		自家用	95	0	0	95	3,800	361
	農 耕 用	24	0	0	24	2,400	58	
	そ の 他	87	2	0	85	5,900	502	
小 計	27,589	36	641	26,912		207,702		
2 輪 の 小 型 自 動 車	3,168	0	7	3,161	6,000	18,966		
合 計	57,323	171	789	56,363		282,596		



車種別調定額構成比



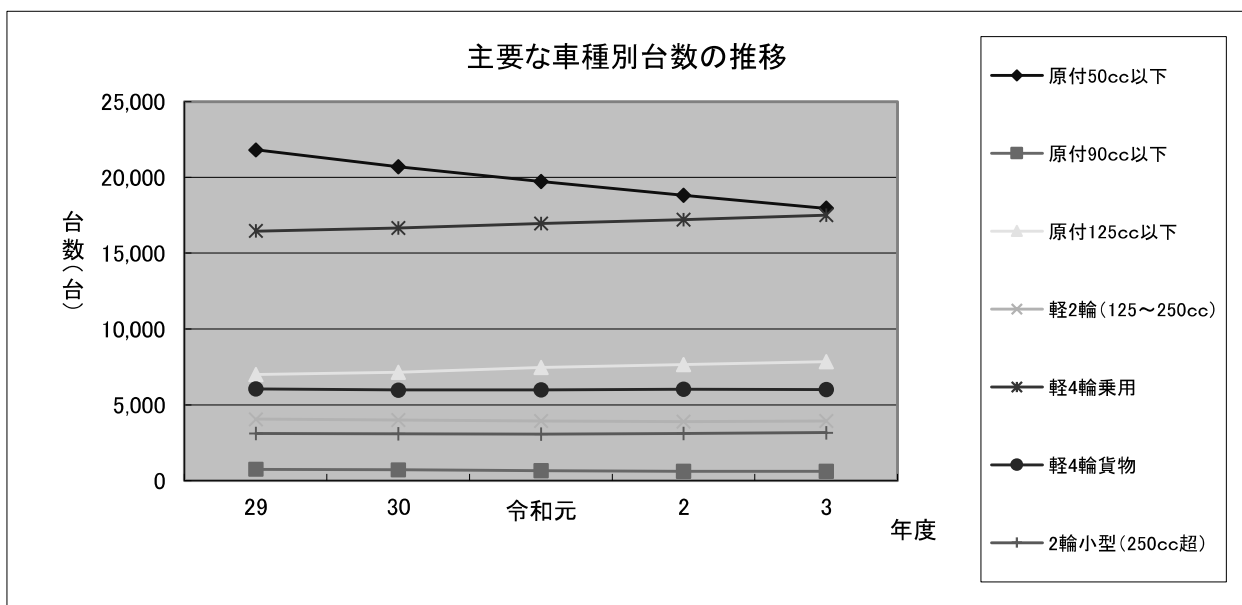
(イ) 軽自動車等受付状況

区分 年度	登録(件)	廃車(件)	合計(件)	前年比(%)
28	10,267	11,417	21,684	94.7
29	10,699	11,728	22,427	103.4
30	10,888	11,325	22,213	99.0
令和元	10,769	11,185	21,954	98.8
2	10,692	10,933	21,625	98.5

(ウ) 車種別台数及び構成比の推移(課税状況調より)

(単位:台)

年度	種別 区分	原動機付自転車				軽自動車				小型特殊自動車		2輪の 小型自動車	合計
		50cc以下	90cc以下	125cc以下	ミニカ 1	2輪車	3輪車	4輪乗 用	4輪貨 物	農 耕 用	そ の 他		
29	課税分	21,614	729	6,960	135	4,050	0	15,916	5,930	22	87	3,109	58,552
	非課税・減免・ 課税免除分	204	25	52	0	5	0	542	116	0	2	5	951
	計	21,818	754	7,012	135	4,055	0	16,458	6,046	22	89	3,114	59,503
	構成比	36.7%	1.3%	11.8%	0.2%	6.8%	0.0%	27.7%	10.2%	0.0%	0.1%	5.2%	100%
30	課税分	20,493	697	7,096	139	3,994	0	16,132	5,868	23	82	3,087	57,611
	非課税・減免・ 課税免除分	199	24	55	0	4	0	535	112	0	2	3	934
	計	20,692	721	7,151	139	3,998	0	16,667	5,980	23	84	3,090	58,545
	構成比	35.4%	1.2%	12.2%	0.2%	6.9%	0.0%	28.5%	10.2%	0.0%	0.1%	5.3%	100%
令和元	課税分	19,519	625	7,409	140	3,934	0	16,358	5,893	24	90	3,074	57,066
	非課税・減免・ 課税免除分	200	22	55	0	7	0	584	105	0	2	3	978
	計	19,719	647	7,464	140	3,941	0	16,942	5,998	24	92	3,077	58,044
	構成比	34.0%	1.1%	12.9%	0.2%	6.8%	0.0%	29.2%	10.3%	0.0%	0.2%	5.3%	100%
2	課税分	18,611	598	7,599	126	3,894	0	16,637	5,938	24	87	3,125	56,639
	非課税・減免・ 課税免除分	200	19	61	0	8	0	573	100	0	2	6	969
	計	18,811	617	7,660	126	3,902	0	17,210	6,038	24	89	3,131	57,608
	構成比	32.6%	1.1%	13.3%	0.2%	6.8%	0.0%	29.9%	10.5%	0.0%	0.2%	5.4%	100%
3	課税分	17,762	600	7,792	136	3,940	0	16,932	5,931	24	85	3,161	56,363
	非課税・減免・ 課税免除分	197	15	64	0	7	0	578	90	0	2	7	960
	計	17,959	615	7,856	136	3,947	0	17,510	6,021	24	87	3,168	57,323
	構成比	31.3%	1.1%	13.7%	0.2%	6.9%	0.0%	30.6%	10.5%	0.0%	0.2%	5.5%	100%

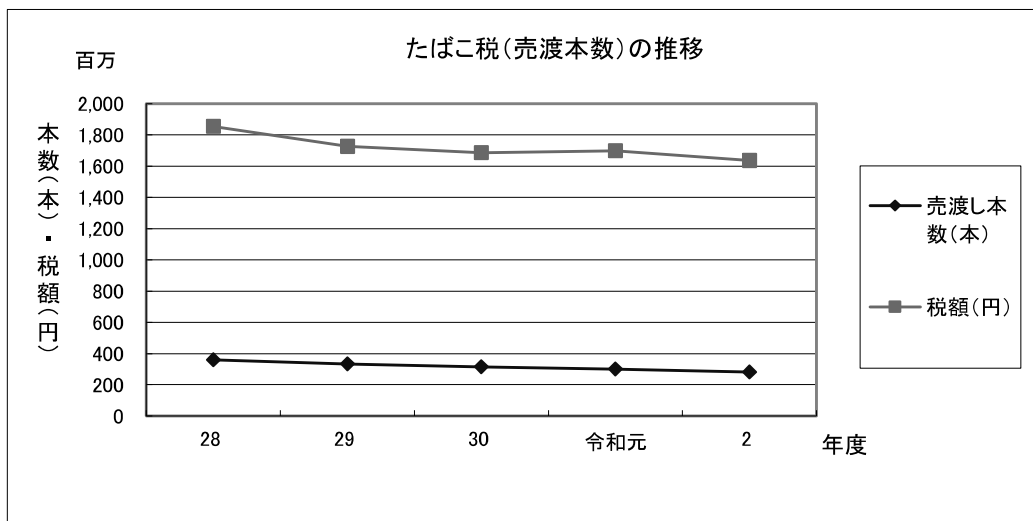


(2) 市たばこ税

区 分		年 度				
		28	29	30	令和元	2
課税標準＝売渡し本数－還付本数(本)		360,018,346	333,788,421	315,181,385	301,375,178	281,487,029
税 率	旧3級品以外 1,000本につき (円)	5,262	5,262	5,262 10月から 5,692	5,692	5,692 10月から 6,122
	旧3級品 1,000本につき (円)	2,925	3,355	4,000	4,000 10月から 5,692	5,692 10月から 6,122
返 還 控 除	本 数 (本)	1,875,830	1,900,471	1,866,284	1,928,297	1,920,997
	税 額 (円)	9,826,977	9,967,558	10,066,205	10,947,190	11,240,745
税 額 (円)		1,853,504,735	1,726,031,442	1,686,214,205	1,697,739,594	1,636,199,059
前 年 比 (%)		97.8	93.1	97.7	100.7	96.4
1人当りの税額 (円)		5,016	4,664	4,545	4,540	4,341
1人当りの売渡し本数 (本)		974	902	849	806	747

(注) 一人当りの税額、本数は毎年度末現在の人口の合計で除したものです。

平成28年度～令和2年度の税額には、税率の引上げによる手持品課税分の金額は含まれていないため、決算額とは異なります。



(3) 入湯税

区 分		年 度				
		28	29	30	令和元	2
宿泊客	人 数 (人)	0	0	0	0	0
	税 額 (円)	0	0	0	0	0
日帰り客	人 数 (人)	317,056	313,135	319,087	309,884	214,144
	税 額 (円)	23,779,200	23,485,125	23,931,525	23,241,300	16,060,800
課税免除	12歳未満 (人)	56,785	54,363	52,363	53,668	24,013
	学校教育 (人)	0	0	0	0	0
合 計 税 額 (円)		23,779,200	23,485,125	23,931,525	23,241,300	16,060,800

(4) 事業所税

区分	種別	年度	28	29	30	令和元	2
			事業に係る事業所税	資産割	納税義務者数 (件)	398	437
事業所床面積 (A) (㎡)	1,741,464	1,796,243			1,930,133	1,917,607	1,964,978
(A)のうち非課税対象分 (B) (㎡)	335,589	322,222			347,554	329,668	349,018
(A)のうち課税標準の特例対象等に係る控除分 (C) (㎡)	66,825	73,986			158,119	149,261	158,245
減免対象床面積相当分 (D) (㎡)	19,953	20,442			19,917	20,360	21,466
課税標準額 (A) - (B) - (C) - (D) (E) (㎡)	1,319,097	1,379,593			1,404,543	1,418,318	1,436,249
調定額 (千円)	791,443	827,739			842,710	850,921	861,730
事業に係る事業所税	従業者割	納税義務者数 (件)	108	105	105	107	106
		従業者給与総額 (A) (千円)	89,024,824	88,137,074	88,088,675	94,988,307	99,164,870
		(A)のうち非課税対象分 (B) (千円)	5,446,821	5,611,687	5,879,724	6,087,466	6,143,571
		(A)のうち課税標準の特例対象等に係る控除分 (C) (千円)	571,894	537,062	523,974	533,266	247,506
		減免対象相当分 (D) (千円)	262,327	245,059	235,220	234,795	221,498
		課税標準額 (A) - (B) - (C) - (D) (E) (千円)	82,743,782	81,743,266	81,449,757	88,132,780	92,552,295
		調定額 (千円)	206,855	204,212	203,619	220,327	231,096
延べ件数 (件)		506	542	521	522	538	
実件数 (件)		411	443	428	425	438	
合計調定額 (千円)		998,298	1,031,951	1,046,329	1,071,248	1,092,826	

## (5) 特別土地保有税

平成15年度以降、税制改正により課税停止です。  
また、平成19年度以降徴収猶予中の土地はありません。

## VII. 納 税

### (1) 不納欠損額

(単位:円)

税目		年度				
		28	29	30	令和元	2
市民税	個人	104,461,455	67,669,985	88,832,578	46,984,168	39,215,353
	法人	4,004,212	2,644,732	4,139,770	2,585,605	6,878,554
固定資産税		30,488,076	50,011,048	21,829,177	29,411,582	11,196,100
都市計画税		7,841,470	12,925,280	5,586,789	7,552,037	2,885,853
軽自動車税		2,244,400	1,956,800	1,856,500	1,950,800	1,799,149
事業所税		0	0	0	0	0
合 計		149,039,613	135,207,845	122,244,814	88,484,192	61,975,009
市税(調定額)に 対する不納欠損率		0.221%	0.200%	0.179%	0.127%	0.089%

(2) 市税口座振替加入状況

税目 区分 年度	市民税・府民税				固定資産税・都市計画税 (償却資産分を含む)				軽自動車税			
	加入者数 (件)	加入率 (%)	振替済金額 (円)	占有率 (%)	加入者数 (件)	加入率 (%)	振替済金額 (円)	占有率 (%)	加入者数 (件)	加入率 (%)	振替済金額 (円)	占有率 (%)
28	全 7,300		861,078,331		全 24,336		3,503,133,000		5,176		13,830,700	
	期 6,710		1,137,430,573		期 16,183		4,625,350,700					
	14,010	37.4	1,998,508,904	20.2	40,519	37.0	8,128,483,700	27.6	5,176	11.5	13,830,700	5.7
29	全 7,366		876,113,464		全 25,442		3,615,754,400		5,401		13,694,500	
	期 7,000		1,104,063,163		期 16,884		4,754,827,700					
	14,366	28.8	1,980,176,627	19.9	42,326	38.2	8,370,582,100	28.0	5,401	12.3	13,694,500	5.6
30	全 7,135		826,677,795		全 26,257		3,733,526,500		5,470		13,991,300	
	期 7,029		1,146,514,400		期 17,426		4,882,075,300					
	14,164	31.3	1,973,192,195	21.1	43,683	39.2	8,615,601,800	28.5	5,470	12.6	13,991,300	5.5
令和元	全 7,121		738,803,960		全 27,134		3,883,487,900		5,529		14,252,800	
	期 7,263		1,060,145,946		期 19,078		4,858,219,700					
	14,384	29.2	1,798,949,906	20.1	46,212	41.2	8,741,707,600	28.3	5,529	12.9	14,252,800	5.5
2	全 7,133		766,830,476		全 28,500		4,132,234,000		5,628		14,167,500	
	期 7,310		1,169,533,736		期 18,589		4,921,089,030					
	14,443	28.8	1,936,364,212	20.8	47,089	41.7	9,053,323,030	29.8	5,628	13.2	14,167,500	5.3

(つづき)

税目 区分 年度	合 計				手 数 料 (円)
	加入者数 (件)	加入率 (%)	振替済金額 (円)	占有率 (%)	
28	全 36,812		4,378,042,031		412,012
	期 22,893		5,762,781,273		(うちゆうちょ銀行分 179,340)
	59,705	31.1	10,140,823,304	25.6	
29	全 38,209		4,505,562,364		415,276
	期 23,884		5,858,890,863		(うちゆうちょ銀行分 178,160)
	62,093	30.4	10,364,453,227	25.9	
30	全 38,862		4,574,195,595		418,058
	期 24,455		6,028,589,700		(うちゆうちょ銀行分 177,640)
	63,317	31.7	10,602,785,295	26.6	
令和元	全 39,784		4,636,544,660		806,391
	期 26,341		5,918,365,646		(うちゆうちょ銀行分 176,840)
	66,125	32.4	10,554,910,306	26.3	
2	全 41,261		4,913,231,976		1,002,600
	期 25,899		6,090,622,766		(うちゆうちょ銀行分 177,270)
	67,160	32.7	11,003,854,742	27.6	

(注)

$$1. \text{ 加入率} = \frac{\text{口座振替加入者数}}{\text{納税義務者数}} \times 100$$

$$2. \text{ 占有率} = \frac{\text{振替済金額}}{\text{収入総額}} \times 100$$

3. 手数料(振替済納付書1件当り)

10円＋消費税(※平成31年4月1日から) ゆうちょ銀行は10円  
※平成30年度までは3円＋消費税□

4. 全・・・全期前納  
期・・・期別納付

5. 軽自動車税(種別割)の振替は、第1期で全額振替

(3) 財産差押状況

年度	種別	前年度からの繰越		本年度行		同左解除 (配当・弁済受領含む)		次年度繰越	
		金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)
28	不動産	98,830,810	449	48,334,087	53	67,244,200	98	79,920,697	404
	債権	108,101,224	184	59,595,792	117	101,264,113	155	66,432,903	146
	電話加入権	809,540	5	0	0	0	0	809,540	5
	その他	3,559,439	5	778,740	2	116,400	1	4,221,779	6
	合計	211,301,013	643	108,708,619	172	168,624,713	254	151,384,919	561
29	不動産	79,920,697	404	29,411,747	40	58,428,781	36	50,903,663	408
	債権	66,432,903	146	84,175,634	143	91,459,348	169	59,149,189	120
	電話加入権	809,540	5	0	0	809,540	5	0	0
	その他	4,221,779	6	1,667,400	2	663,000	1	5,226,179	7
	合計	151,384,919	561	115,254,781	185	151,360,669	211	115,279,031	535
30	不動産	50,903,663	408	32,441,635	48	34,566,953	79	48,778,345	377
	債権	59,149,189	120	71,686,334	115	82,732,612	119	48,102,911	116
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	5,226,179	7	2,253,900	3	725,300	1	6,754,779	9
	合計	115,279,031	535	106,381,869	166	118,024,865	199	103,636,035	502
令和元	不動産	48,778,345	377	51,710,376	79	40,754,787	59	59,733,934	397
	債権	48,102,911	116	72,260,186	243	79,927,632	228	40,435,465	131
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	6,754,779	9	0	0	2,533,000	3	4,221,779	6
	合計	103,636,035	502	123,970,562	322	123,215,419	290	104,391,178	534
2	不動産	59,733,934	397	36,686,507	63	39,952,602	74	56,467,839	386
	債権	40,435,465	131	59,932,311	269	70,102,848	279	30,264,928	121
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	4,221,779	6	0	0	2,242,034	3	1,979,745	3
	合計	104,391,178	534	96,618,818	332	112,297,484	356	88,712,512	510



## VIII. 税外収入

### (1) 証明・閲覧等の状況

区分		年度	28	29	30	令和元	2	
課税納税証明手数料	金額 (円)		14,344,800	14,365,400	12,983,400	11,612,400	12,153,000	
	窓口・郵送	1件につき (円)	200	200	200	200	250	
		有料 (件)	71,724	71,827	64,917	58,062	47,228	
		免除 (件)	2,323	1,058	1,045	761	709	
	コンビニ	1件につき (円)						200
件数 (件)							1,730	
軽自動車税納税証明	免除 (件)	3,432	3,233	3,237	3,248	3,197		
評価証明等手数料	金額 (円)	5,913,700	5,412,100	5,473,100	6,326,500	5,936,100		
	評価・公課証明	1件につき (円)	200	200	200	200	200	
		有料 (件)	16,124	15,855	15,977	16,907	15,486	
		免除 (件)	2,944	3,100	2,616	2,187	1,648	
	住宅用家屋証明	1件につき (円)	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	
		新築 (41条)	有料 (件)	1,382	1,124	1,037	1,460	1,391
			免除 (件)	1	0	0	0	0
		既存 (42条)	有料 (件)	679	593	710	799	786
	免除 (件)		0	0	0	0	0	
	その他の証明	1件につき (円)	200	200	200	200	200	
		有料 (件)	48	45	33	42	44	
免除 (件)		0	1	0	0	5		
固定資産課税台帳等 閲覧手数料	金額 (円)	223,800	177,000	195,900	174,600	175,500		
	1件につき (円)	300	300	300	300	300		
	有料 (件)	746	590	653	582	585		
	免除 (件)	68	23	15	111	86		
原動機付自転車 標識弁償金	金額 (円)	5,800	5,800	4,600	5,200	4,600		
	1件につき (円)	200	200	200	200	200		
	件数 (件)	29	29	23	26	23		

(注1) 課税納税証明手数料には、コンビニ交付確認試験手数料は含みません。

(注2) コンビニ交付による課税証明書発行のサービス開始日は令和2年5月20日です。

## (2) 督促手数料及び延滞金等に関する調

(単位:円)

年度 種別	28	29	30	令和元	2
督促手数料	4,264,461	4,821,007	4,336,323	4,319,479	4,097,888
市税延滞金	93,912,640	88,170,691	77,699,200	85,069,388	100,845,398
府民税延滞金	31,280,386	25,086,679	25,233,930	31,565,319	32,560,323
市税加算金	-	-	-	1,100	0

## (3) 個人府民税徴収取扱事務費委託金

( )は前年比% (単位:円)

年度 区分	納税義務者数を 基礎とするもの	払込金額 に対するもの	還付金等 に対するもの	計
28	515,379,000	516,352	44,935,054	560,830,406 (101.8)
29	526,140,000	381,791	43,483,064	570,004,855 (101.6)
30	528,627,000	306,849	61,501,986	590,435,835 (103.6)
令和元	540,148,500	344,071	71,691,850	612,184,421 (103.7)
2	551,628,000	188,578	45,519,852	597,336,430 (97.6)

(注) 年度区分は収納月によります。

## (4) 市町村交付金調整金

(単位:千円)

年度 種別	29	30	令和元	2	3
市町村交付金調整金	2,658	2,651	2,676	2,575	2,610

水道事業について、平成22年に大阪府水道部から大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）へ移行しました。市町村交付金調整金（以下「調整金」という。）は、平成25年度より、移行に伴い企業団の構成団体に一部に発生する市町村交付金の減収に対応したものです。調整金は、企業団の取水施設等の所在する構成団体に対して交付されますが、構成団体の区域の水道事業を企業団が行う場合は交付対象となりません。

## IX. 統計参考資料

(1) 令和2年度 大阪府内各市(吹田市含む近隣11市)の市税決算状況

(単位:円)

区分 市名	市 民 税			市 民 税 (個 人)			市 民 税 (法 人)		
	調 定 額	収 入 額	徴収率	調 定 額	収 入 額	徴収率	調 定 額	収 入 額	徴収率
吹 田 市	34,182,455,743	33,508,658,010	98.03	29,678,722,283	29,098,758,781	98.05	4,503,733,460	4,409,899,229	97.92
豊 中 市	36,537,555,529	35,463,210,586	97.06	32,664,831,353	31,672,888,027	96.96	3,872,724,176	3,790,322,559	97.87
高 槻 市	24,360,593,526	24,130,448,751	99.06	21,411,845,996	21,221,708,349	99.11	2,948,747,530	2,908,740,402	98.64
茨 木 市	22,285,695,615	21,711,934,889	97.43	19,201,055,585	18,682,907,225	97.30	3,084,640,030	3,029,027,664	98.20
池 田 市	8,874,907,936	8,662,608,968	97.61	7,329,452,186	7,148,236,368	97.53	1,545,455,750	1,514,372,600	97.99
箕 面 市	11,767,087,553	11,545,415,026	98.12	10,705,626,967	10,527,947,566	98.34	1,061,460,586	1,017,467,460	95.86
摂 津 市	7,485,794,040	6,927,935,414	92.55	5,054,914,668	4,860,152,143	96.15	2,430,879,372	2,067,783,271	85.06
八 尾 市	17,650,613,879	17,259,084,778	97.78	14,944,941,739	14,623,869,432	97.85	2,705,672,140	2,635,215,346	97.40
守 口 市	9,076,075,949	8,744,051,861	96.34	7,690,499,962	7,388,221,647	96.07	1,385,575,987	1,355,830,214	97.85
枚 方 市	26,247,860,591	25,907,369,463	98.70	23,294,857,108	23,019,847,903	98.82	2,953,003,483	2,887,521,560	97.78
寝 屋 川 市	13,432,749,435	13,054,514,946	97.18	11,899,101,668	11,602,804,603	97.51	1,533,647,767	1,451,710,343	94.66

(注) 収入額には還付未済額を含みません。

(単位:円)

区分 市名	固 定 資 産 税			軽 自 動 車 税			市 た ば こ 税		
	調 定 額	収 入 額	徴 収 率	調 定 額	収 入 額	徴 収 率	調 定 額	収 入 額	徴 収 率
吹 田 市	26,686,078,483	25,513,695,036	95.61	308,571,508	288,096,801	93.36	1,641,485,063	1,641,452,277	100.00
豊 中 市	26,073,385,636	25,165,368,160	96.52	369,700,868	339,107,260	91.72	2,219,179,862	2,219,058,927	99.99
高 槻 市	19,722,440,544	19,237,830,960	97.54	449,606,053	441,023,829	98.09	1,585,274,665	1,585,261,005	100.00
茨 木 市	20,909,096,905	20,349,666,391	97.32	352,236,289	331,893,195	94.22	1,528,332,388	1,528,332,388	100.00
池 田 市	6,707,026,721	6,456,637,003	96.27	128,137,608	122,355,964	95.49	528,484,582	528,484,582	100.00
箕 面 市	9,661,783,270	9,468,637,409	98.00	167,669,224	162,601,503	96.98	672,494,520	672,494,520	100.00
摂 津 市	9,272,699,935	8,987,130,102	96.92	148,951,228	140,376,699	94.24	710,291,623	710,291,623	100.00
八 尾 市	17,012,428,429	16,554,504,400	97.31	421,477,491	389,826,725	92.49	1,676,012,768	1,675,996,383	100.00
守 口 市	9,395,360,267	9,251,395,640	98.47	177,218,159	161,687,780	91.24	1,033,236,477	1,033,236,477	100.00
枚 方 市	22,023,598,833	21,759,550,559	98.80	592,330,901	576,045,175	97.25	1,891,245,298	1,891,231,638	100.00
寝 屋 川 市	11,854,543,835	11,355,034,880	95.79	355,511,793	327,276,442	92.06	1,492,169,072	1,492,160,876	99.99

(単位:円)

区分 市名	特別土地保有税			入湯税			事業所税		
	調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率
吹田市	0	0	0.00	16,060,800	16,060,800	100.00	1,096,011,900	1,080,711,300	98.60
豊中市	0	0	0.00	0	0	0.00	1,017,846,000	999,311,475	98.18
高槻市	0	0	0.00	13,115,175	13,115,175	100.00	1,099,197,300	1,090,592,200	99.22
茨木市	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00
池田市	0	0	0.00	2,625,900	2,625,900	100.00	0	0	0.00
箕面市	0	0	0.00	28,507,625	28,507,625	100.00	0	0	0.00
摂津市	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00
八尾市	0	0	0.00	1,771,350	1,771,350	100.00	0	0	0.00
守口市	0	0	0.00	0	0	0.00	740,517,200	724,689,100	97.86
枚方市	0	0	0.00	0	0	0.00	1,431,758,100	1,400,947,700	97.85
寝屋川市	0	0	0.00	8,225,475	6,912,900	84.04	0	0	0.00

(単位:円)

区分 市名	都市計画税			市税合計		
	調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率
吹田市	5,873,458,876	5,655,187,466	96.28	69,804,122,373	67,703,861,690	96.99
豊中市	6,098,219,654	5,877,297,714	96.38	72,315,887,549	70,063,354,122	96.89
高槻市	4,075,358,291	4,000,428,503	98.16	51,305,585,554	50,498,700,423	98.43
茨木市	4,276,439,224	4,152,549,678	97.10	49,351,800,421	48,074,376,541	97.41
池田市	1,513,962,888	1,456,785,932	96.22	17,755,145,635	17,229,498,349	97.04
箕面市	2,269,600,866	2,223,803,621	97.98	24,567,143,058	24,101,459,704	98.10
摂津市	1,699,911,355	1,647,109,521	96.89	19,317,648,181	18,412,843,359	95.32
八尾市	3,509,880,046	3,414,622,421	97.29	40,272,183,963	39,295,806,057	97.58
守口市	1,917,665,498	1,893,719,650	98.75	22,340,073,550	21,808,780,508	97.62
枚方市	4,709,519,585	4,652,043,328	98.78	56,896,313,308	56,187,187,863	98.75
寝屋川市	2,615,562,326	2,499,334,549	95.56	29,758,761,936	28,735,234,593	96.56

# 令和3年度版 税 務 統 計

(令和4年2月発行)

編集発行：税務部 税制課

〒564-8550 (個別郵便番号)

大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

TEL 06-6384-1231 (代表)

FAX 06-6368-7344 (税務部専用)

ホームページ

<https://www.city.suita.osaka.jp/>



吹田市イメージキャラクター  
「すいたん」